

平成30年度行政監査の結果報告書

平成31年1月
沖縄県監査委員

目 次

第1	監査の概要	
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査対象機関	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の実施期間	1
6	監査の実施方法	1
7	用語の説明	1
8	監査対象機関一覧	3
第2	指定管理者制度の概要・運用状況	
1	指定管理者制度に関する条例、規則等の概要	5
2	導入施設の所管課、指定管理者、関係課（制度の所管課）の役割	5
3	運用状況の概要	6
第3	調査の結果	
1	協定書の記載事項と協定書等の遵守状況	9
2	指定管理の状況確認、指導等	11
3	各施設の収支の状況	11
4	検証・評価の状況と課題	15
5	防火管理体制について	17
第4	監査の結果及び所見	
1	監査の結果	19
2	監査所見	21
資料		
1	調査の結果（全調査項目）	24
2	調査票1（所管課用）	54
3	調査票2（指定管理者用）	57
4	所管課追加調査票	60
5	指定管理者追加調査票	63
6	地方自治法（抜粋）第244条	65
7	公の施設の指定管理者制度に関する運用方針	66
8	指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル	75

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、県の事務の執行について、平成30年度は次のとおり監査を実施した。

1 監査のテーマ

「指定管理者制度の運用状況について」

2 監査の目的

指定管理者制度は、地方自治法第244条の2第3項に基づき、民間能力の活用により、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的とした制度である。

沖縄県では、現在47施設において当該制度を導入しており、「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針（平成29年3月改正、総務部行政管理課及び教育庁総務課所管）」及び「指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル（平成29年3月改正、総務部行政管理課及び教育庁総務課所管）」に基づき運用している。

指定管理者制度が導入されて10年以上が経過していることも踏まえ、県民サービスの向上等本来の目的に沿った運用となっているかについて、行政監査を実施する。

3 監査対象機関

指定管理者制度導入施設（以下、「導入施設」という）の所管課及び関係課

4 監査の着眼点

- (1) 指定管理に必要な事項が協定書に明記され、これを遵守して運営されているか。
- (2) 指定管理の状況をどのように確認し、指導等を行っているか。
- (3) 指定管理料は、どのように算定されているか。
- (4) モニタリングは適切に実施され、利用者の意見等に適切に対応しているか。
- (5) 指定期間終了時にどのように運用状況を検証・評価し、次回の指定管理にどう反映しているか。

5 監査の実施期間

平成30年7月から同年11月までの間に監査を実施した。

6 監査の実施方法

- (1) 施設の運用状況等を調査票等により確認した。
- (2) 指定管理者へのヒアリングや実地調査は、必要に応じて実施し、財政的援助団体等監査の対象機関については、これに併せて行った。

7 用語の説明

(1) 指定管理者制度とは

指定管理者制度は、地方公共団体が設置する「公の施設」の管理運営について民間事業者を含む幅広い団体にゆだねることを可能とする地方自治法上の制度であり、平成15年6月の地方自治法改正により創設されたものである。

(2) 公の施設とは

地方自治法第244条第1項において、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、①住民の利用に供するためのもの、②当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの、③住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの、④地方公共団体が設けるもの、⑤施設であること、の5つの要件を満たすものと考えられている。

- (3) 料金制度
- ① 利用料金
施設利用者から徴収した料金を指定管理者の収入とし、施設の管理運営費に充てるもの。
 - ② 使用料
地方自治法225条に定められた公の施設の利用について徴収する料金。県の収入とするもの。管理運営経費は別途、県が負担する。
 - ③ 料金徴収をしないもの(料金無し)
利用料金、使用料ともに徴収しないもの。
- (4) 指定管理料
利用料金収入等で管理運営経費が賄えない施設又は料金無しの施設に対し、県が指定管理者に支払う負担額の別称。指定管理業務の実施に関する対価。
- (5) 自主事業
指定管理者が、協定書に定めた本業務の範囲外の業務を、自己の責任と費用において自主的に実施する業務。

8 監査対象機関一覧

表1 指定管理者制度導入施設・所管課・指定管理者一覧 (平成30年4月1日現在)

	施設名称	部	所管課	指定管理者
1	沖縄県公文書館	総務部	総務私学課	公益財団法人沖縄県文化振興会
2	沖縄ライフサイエンス研究センター	企画部	科学技術振興課	沖縄ライフサイエンス研究センター 指定管理者共同企業体
3	沖縄県平和創造の森公園	環境部	環境再生課	沖縄県森林組合連合会
4	沖縄県総合福祉センター	子ども生活福祉部	福祉政策課	社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会
5	石嶺児童園		青少年・子ども家庭課	社会福祉法人美原福祉会（～H29） 社会福祉法人偕生会（H30～）
6	平和の礎		平和援護・男女参画課	公益財団法人沖縄県平和祈念財団
7	沖縄県男女共同参画センター			沖縄県男女共同参画センター管理運営団体
8	沖縄県県民の森	農林水産部	森林管理課	沖縄北部森林組合
9	沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター	商工労働部	ものづくり振興課	バイオセンター運営共同事業体
10	沖縄バイオ産業振興センター			バイオ産業振興センター運営共同体
11	沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区		企業立地推進課	沖縄国際物流拠点管理運営共同企業体
12	航空機整備施設 ※1			ANAスカイビルサービス株式会社
13	沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区内賃貸工場及び企業立地サポートセンター ※1			沖縄国際物流拠点うるま地区管理運営企業体
14	沖縄IT津梁パーク施設	情報産業振興課	株式会社沖縄ダイケン	
15	沖縄情報通信センター		株式会社沖縄データセンター（～H29） 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム（H30～）	
16	沖縄コンベンションセンター	文化観光スポーツ部	MICE推進課	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
17	万国津梁館			ザ・テラスホテルズ株式会社
18	沖縄県立博物館・美術館		文化振興課	一般財団法人沖縄美ら島財団
19	奥武山総合運動場		スポーツ振興課	株式会社トラステック
20	沖縄空手会館		空手振興課	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
21	県民広場地下駐車場	土木建築部	道路管理課	株式会社沖縄ダイケン
22	海浜公園（中城湾港安座真海浜公園）		海岸防災課	一般社団法人南城市観光協会
23	海浜公園（金武湾港宇堅海浜公園）			株式会社T・K企画
24	宜野湾港マリーナ		港湾課	美ら島・宜野湾港マリーナ管理運営共同企業体
25	西原・与那原マリンパーク			株式会社クリード沖縄

	施設名称	部	所管課	指定管理者	
26	与那原マリナー	土木建築部	港湾課	サンライズリゾート与那原マリナー管理運営共同企業体	
27	都市公園 (名護中央公園)		都市計画・モノレール課		沖縄県緑化種苗協同組合
28	都市公園 (沖縄県総合運動公園)				トラステック・ミズノ共同企業体
29	都市公園 (浦添大公園)				沖縄県緑化種苗協同組合
30	都市公園 (海軍壕公園)				一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
31	都市公園 (平和祈念公園)				公益財団法人沖縄県平和祈念財団
32	都市公園 (バナナ公園)				沖縄県緑化種苗協同組合
33	都市公園 (首里城公園)				一般財団法人沖縄美ら島財団
34	都市公園 (奥武山公園)				株式会社トラステック
35	都市公園 (中城公園)				沖縄県緑化種苗協同組合
36	県営住宅 (北部地区)				住宅課
37	県営住宅 (中部A地区)				
38	県営住宅 (中部B地区)				
39	県営住宅 (南部地区)				
40	県営住宅 (宮古地区)				
41	県営住宅 (八重山地区)				
42	沖縄県立名護青少年の家		教育庁	生涯学習振興課	一般財団法人沖縄美ら島財団
43	沖縄県立糸満青少年の家	学校法人KBC学園			
44	沖縄県立石川青少年の家	公益社団法人うるま市シルバー人材センター			
45	沖縄県立玉城青少年の家	公益社団法人南城市シルバー人材センター			
46	沖縄県立宮古青少年の家	NPO法人ばんず			
47	沖縄県立石垣青少年の家	NPO法人八重山星の会			

※1 12. 航空機整備施設と13. 沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区内賃貸工場及び企業立地サポートセンターは平成30年度からの指定管理者制度適用のため、一部の調査を除き、監査対象から除外する。

※2 施設の名称は、この頁以降省略して表記する。

第2 指定管理者制度の概要・運用状況

1 指定管理者制度に関する条例、規則等の概要

- (1) 公の施設の設置及び管理についての条例、規則等
すべての公の施設について条例が制定され、必要に応じて規則、規程等が整備されている。なお、都市公園、県営住宅、青少年の家等は、複数の公の施設について一括して定められている。
- (2) 公の施設の指定管理者制度に関する運用方針（以下「運用方針」という）
指定管理者制度の運用に関し必要な事項を定めたもの
指定管理者制度導入に関する基本方針、運用委員会、選定手続に関する事項、指定管理者の指定、導入後の対応（モニタリング）等が定められている。
- (3) 指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル（以下「モニタリングマニュアル」という）
運用方針で定めるモニタリングについて必要な事項を定めたもの
指定管理者が行う事項、県が行う事項、苦情等の対応、事故発生時の対応及び安全管理の徹底、運用委員会における検証、モニタリングの実施結果の公表、概念図、年間スケジュール、様式等が定められている。

2 導入施設の所管課、指定管理者、関係課（制度の所管課）の役割

運用方針、モニタリングマニュアルに規定された、導入施設の所管課、指定管理者、制度の所管課の主な役割について以下にまとめた。

(1) 導入施設の所管課

表2 導入施設の所管課の役割

業務・時期	具体的内容
指定管理者の選定	条例、運用委員会の開催、指定管理料の積算、募集要項の作成、応募資格審査、事業計画書類審査、評価基準及び選定結果の公表、指定（議決）、債務負担行為の設定、指定管理者の指定・告示
指定管理の開始	協定書の締結、事業計画書の確認
随時	月報の確認、事業報告書の確認、実地調査、サービス提供状況の確認、指示、経営状態の把握、連絡調整会議の開催
年度終了後	モニタリングの実施、運用委員会の開催、検証結果の報告

(2) 指定管理者

表3 指定管理者の役割

業務・時期	具体的内容
指定管理の開始	協定書の締結、事業計画書の提出、保険の加入、徴収委託契約
随時	施設の維持管理、利用者の安全確保、日報の作成、月報の提出、上半期事業報告書の提出、利用者の意見・要望の把握、指導・指示への対応、連絡調整会議
年度終了後	年次報告書の提出

(3) 関係課（制度の所管課：総務部行政管理課、教育庁総務課）

役割：制度全般に係る総括

3 運用状況の概要

(1) 導入施設数

沖縄県における導入施設は平成30年3月31日現在で45施設となっており、部局別で最も多いのが土木建築部の21施設（県営住宅は指定単位とする）、教育庁6施設、商工労働部・文化観光スポーツ部5施設、子ども生活福祉部4施設、総務部・企画部・環境部・農林水産部が各1施設となっている。

表4 部局別導入施設

平成30年3月現在

部局名	総務部	企画部	環境部	子ども生活福祉部	農林水産部	商工労働部	文化観光スポーツ部	土木建築部	教育庁	計
導入施設数	1	1	1	4	1	5	5	21	6	45
指定管理期間	5年	1	1		4	4	3	14	6	33
	4年							1		1
	3年			1		1	2	6		11
料金制度	利用料金		1	1	2	1	2	5	13	31
	使用料					3		8		11
	料金無し	1			2					3
指定管理料の設定	1	1	1	4	1	5	5	17	6	41

(2) 指定管理期間

平成30年3月時点で、指定管理期間が5年が33施設、4年が1施設、3年が11施設となっている。

更新により平成30年4月から4施設において、指定管理期間が5年に変更になっており、新規の2施設も併せて、39施設（83%）が5年の指定管理期間となっている。

表5 指定管理期間別の導入施設数

指定管理期間	3年	4年	5年	計
平成30年3月時点	11施設（24%）	1施設（2%）	33施設（73%）	45
平成30年4月時点	7施設（15%）	1施設（2%）	39施設（83%）	47
増減	△4	±0	6	2

(3) 料金制度、指定管理料（47施設の調査）

料金制度において、利用料金としたものが31施設、使用料としたものが13施設、料金無しの施設が3施設である。

指定管理料無しの施設は4施設で、すべて利用料金であった。

なお、利用料金収入額によって指定管理料が増減する施設は指定管理料ありとした。（1施設）

表6 導入施設の料金制度

	利用料金	使用料	料金無し	計
指定管理料あり	27施設（60%）	13施設（24%）	3施設（7%）	43施設（91%）
指定管理料無し	4施設（9%）			4施設（9%）
合計	31施設（69%）	13施設（24%）	3施設（7%）	47施設（100%）

(4) 導入施設の種別（47施設の調査）

導入施設を種別ごとに分類した。

公園、スポーツ（ビーチ、マリーナ等のレジャー施設を含む）が18施設と最も多く、産業振興（科学技術振興を含む）が10施設、社会教育（青少年の家）、県営住宅が各6施設、福祉・文教が4施設、その他3施設となっている。

表7 導入施設の種別

	公園、スポーツ施設	福祉・文教施設	産業振興施設	社会教育施設	県営住宅施設	その他の施設
施設数	18施設	4施設	10施設	6施設	6施設	3施設

(5) 指定管理者の法人区分

指定管理者を法人区分毎に集計した。（47施設）

表8 指定管理者の法人区分

	施設数	法人数	うち共同企業体
株式会社	19施設	16法人	9法人
公益財団法人	3施設	2法人	
一般財団法人	6施設	2法人	
公益社団法人	2施設	2法人	
一般社団法人	2施設	2法人	
社会福祉法人	2施設	2法人	
学校法人	1施設	1法人	
組合・組合連合会	6施設	3法人	
住宅供給公社	4施設	1法人	
特定非営利活動法人	2施設	2法人	
合計	47施設	33法人	

※異なる法人区分の共同企業体については、代表構成員の法人区分とした。

(6) 施設の指定期間、料金制度、種別

表9 指定管理者制度導入施設の期間・料金制度・種別一覧 平成30年4月現在

	施設名	指定期間	料金制度	種別分類
1	公文書館	5年	—	文教
2	ライフサイエンス研究センター	5年	利用料金	科学技術振興
3	平和創造の森公園	5年※	利用料金	公園
4	総合福祉センター	5年	利用料金	その他
5	石嶺児童園	5年	—	保健福祉
6	平和の礎	5年	—	文教
7	男女共同参画センター	5年	利用料金	その他
8	県民の森	5年※	利用料金	公園
9	健康バイオ研究開発センター	5年	利用料金	産業振興
10	バイオ産業振興センター	5年	利用料金	産業振興
11	国際物流拠点那覇地区	5年	使用料	産業振興
12	航空機整備施設	5年	使用料	産業振興
13	国際物流拠点うるま地区	5年	使用料	産業振興
14	IT津梁パーク施設	5年	使用料	産業振興
15	情報通信センター	5年※	使用料	産業振興
16	コンベンションセンター	5年	利用料金	産業振興
17	万国津梁館	5年	利用料金	産業振興
18	博物館美術館	5年	利用料金	文教
19	奥武山総合運動場	3年	利用料金	スポーツ
20	空手会館	3年	利用料金	スポーツ
21	県民広場地下駐車場	3年	利用料金	その他
22	安座真海浜公園	5年	利用料金	レジャー
23	宇堅海浜公園	5年	利用料金	レジャー
24	宜野湾港マリーナ	5年※	使用料	レジャー
25	西原与那原マリパーク	3年	利用料金	レジャー
26	与那原マリーナ	3年	使用料	レジャー
27	名護中央公園	5年	利用料金	公園
28	総合運動公園	5年	利用料金	スポーツ
29	浦添大公園	5年	利用料金	公園
30	海軍壕公園	5年	利用料金	公園
31	平和祈念公園	5年	利用料金	公園
32	バンナ公園	5年	利用料金	公園
33	首里城公園	4年	利用料金	公園
34	奥武山公園	3年	利用料金	公園
35	中城公園	3年	利用料金	公園
36	県営住宅北部	5年	使用料	県営住宅
37	県営住宅中部A	5年	使用料	県営住宅
38	県営住宅中部B	5年	使用料	県営住宅
39	県営住宅南部	5年	使用料	県営住宅
40	県営住宅宮古	5年	使用料	県営住宅
41	県営住宅八重山	5年	使用料	県営住宅
42	名護青少年の家	5年	利用料金	社会教育
43	糸満青少年の家	5年	利用料金	社会教育
44	石川青少年の家	5年	利用料金	社会教育
45	玉城青少年の家	5年	利用料金	社会教育
46	宮古青少年の家	5年	利用料金	社会教育
47	石垣青少年の家	5年	利用料金	社会教育

注：指定期間の※は平成30年4月より3年から5年に変更された。

第3 調査の結果（抜粋）

本年度の行政監査は、「指定管理者制度の運用状況について」をテーマとして、調査票による調査、協定書、モニタリングシートの確認を行った。

調査の結果の全項目は資料1（24頁から53頁）に記載したが、各着眼点毎に注目すべき内容を抜粋した。

1 協定書の記載事項と協定書等の遵守状況

(1) 協定書に定められた協定事項等の協定書への記載状況

協定書については、運用方針に「県と指定管理者の間において、それぞれが負う責務の詳細及びその履行方法を明らかにしておく必要があることから、次の事項について協定を締結することとする。」と定められており、協定事項等について45施設の協定書を確認したところ、以下のとおりであった。

ア 全部委託の禁止について明記していないもの

所管課	施設名
科学技術振興課	ライフサイエンス研究センター
青少年・子ども家庭課	石嶺児童園
ものづくり振興課	健康バイオ研究開発センター
生涯学習振興課	名護・糸満・石川・玉城・宮古・石垣青少年の家

イ 暴力団排除に関する事項について明記していないもの

所管課	施設名
青少年・子ども家庭課	石嶺児童園
ものづくり振興課	健康バイオ研究開発センター
生涯学習振興課	名護・糸満・石川・玉城青少年の家

ウ 物品の管理に必要な台帳の作成及び報告について取扱いが異なっているもの

物品管理について	協定書別表のみで管理	指定管理者でも台帳作成	台帳作成及び報告	指定管理者への帰属・管理	管理物品無し
回答施設数	19施設	6施設	12施設	2施設	6施設

協定書別表のみで管理しているもの

所管課	施設名
平和援護・男女参画課	平和の礎、男女共同参画センター
スポーツ振興課	奥武山総合運動場
道路管理課	県民広場地下駐車場
都市計画・モノレール課	名護中央公園、総合運動公園、浦添大公園、海軍壕公園、平和祈念公園、バナナ公園、首里城公園、奥武山公園、中城公園
生涯学習振興課	名護・糸満・石川・玉城・宮古・石垣青少年の家

物品の帰属が指定管理者となっているもの

所管課	施設名
海岸防災課	安座真・宇堅海浜公園

(2) 協定書の遵守状況

調査票等と協定書の内容を照合したところ、遵守していない事項があった。

ア 危機管理行動計画・マニュアルの作成をしていない施設

施設名	所管課
男女共同参画センター	平和援護・男女参画課

イ 危機管理行動計画・マニュアルを確認していない所管課

所管課	施設名
平和援護・男女参画課、港湾課	男女共同参画センター、宜野湾港マリナー、西原与那原マリナーパーク、与那原マリナー

※協定書により危機管理行動計画・マニュアルの提出の義務がないものを除く。

ウ 管理物品台帳を作成していない施設

施設名	所管課
総合福祉センター、県民の森、空手会館、安座真・宇堅海浜公園、宜野湾港マリナー	福祉政策課、森林管理課、空手振興課、海岸防災課、港湾課

エ 物品台帳の作成・報告をすることとなっているが、その確認をしていない所管課

所管課	施設名
福祉政策課、青少年・子ども家庭課、MICE推進課、空手振興課	総合福祉センター、石嶺児童園、コンベンションセンター、空手会館

オ 再委託の事前申請をしていない施設

施設名	所管課
石嶺児童園、宜野湾港マリナー	青少年・子ども家庭課、港湾課

(3) 運用方針の遵守状況

運用方針の規定内容と調査票の回答等を照合したところ、遵守されていない事項があった。

緊急連絡に対応できる体制を整備していない所管課

所管課	施設名
福祉政策課、青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課	総合福祉センター、石嶺児童園、平和の礎、男女共同参画センター

(4) モニタリングマニュアルの遵守状況

モニタリングマニュアルの規定内容と調査票の回答等を照合したところ、遵守されていない事項があった。

モニタリング実施結果の提出が期限後となっていた所管課

所管課	施設名
総務私学課、科学技術振興課、青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課、情報産業振興課、MICE推進課、文化振興課、空手振興課、都市計画・モノレール課、住宅課、生涯学習振興課	公文書館、ライフサイエンス研究センター、石嶺児童園、平和の礎、IT津梁パーク施設、情報通信センター、コンベンションセンター、万国津梁館、博物館美術館、空手会館、名護中央公園、総合運動公園、浦添大公園、海軍壕公園、平和祈念公園、バナナ公園、首里城公園、中城公園、県営住宅北部・中部A・中部B・南部・宮古・八重山、名護・糸満・石川・玉城・宮古・石垣青少年の家

期限内に提出したが検証結果が不足していた所管課

所管課	施設名
道路管理課、海岸防災課、港湾課	県民広場地下駐車場、安座真・宇堅海浜公園、宜野湾港マリーナ、西原与那原マリパーク、与那原マリーナ

2 指定管理の状況確認、指導等

(1) 実地調査を実施していない所管課

所管課	施設名
MICE推進課、海岸防災課、都市計画・モノレール課、住宅課	コンベンションセンター、万国津梁館、安座真・宇堅海浜公園、名護中央公園、県営住宅北部・中部A・中部B・南部・宮古・八重山

(2) 連絡調整会議を実施していない所管課

所管課	施設名
総務私学課、福祉政策課、青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課、企業立地推進課、MICE推進課、スポーツ振興課、海岸防災課、港湾課	公文書館、総合福祉センター、石嶺児童園、平和の礎、国際物流拠点那覇地区、 <u>コンベンションセンター</u> 、 <u>万国津梁館</u> 、奥武山総合運動場、 <u>安座真・宇堅海浜公園</u> 、西原与那原マリパーク、与那原マリーナ

※ 下線は実地調査及び連絡調整会議を実施していない所管課・施設

連絡調整会議の開催・内容について指定管理者からの意見

開催日の事前決定、各施設での開催、開催数の増、定期開催、議題内容の事前調整、事務部会、専門職部会の開催

3 各施設の収支の状況

(1) 協議、協定締結までの検討等

ア 指定管理料の改定について提案・協議の状況（指定管理者への調査）

指定管理料の改定について提案・協議したか		はい	いいえ
回答施設数		19施設	26施設
はいと回答した施設	公文書館、ライフサイエンス研究センター、県民の森、健康バイオ研究開発センター、バイオ産業振興センター、国際物流拠点那覇地区、IT津梁パーク施設、博物館美術館、奥武山総合運動場、県民広場地下駐車場、名護中央公園、総合運動公園、平和祈念公園、バナナ公園、奥武山公園、中城公園、名護・糸満・石垣青少年の家		

イ 協議の内容について

所管課の回答（協議の内容一部抜粋）

協議内容	所管課	施設名
指定管理料について	文化振興課	博物館美術館
利用料金について	平和援護・男女参画課	男女共同参画センター
自主事業について	港湾課	宜野湾港マリーナ、西原与那原マリパーク、与那原マリーナ
不可抗力等の費用負担	平和援護・男女参画課 都市計画・モノレール課	平和の礎、海軍壕公園、バナナ公園、奥武山公園

指定管理者の回答（協議の内容一部抜粋）

協議内容	所管課	施設名
指定管理料について	港湾課、都市計画・モノレール課、生涯学習振興課	宜野湾港マリーナ、平和祈念公園、宮古青少年の家
利用料金について	文化振興課、生涯学習振興課	博物館美術館、名護・糸満青少年の家
自主事業について	—	—
不可抗力等の費用負担	平和援護・男女参画課 都市計画・モノレール課、生涯学習振興課	平和の礎、海軍壕公園、バナナ公園、奥武山公園、名護青少年の家

ウ 指定管理料の改定の検討の状況（所管課への調査）

指定管理料の改定を検討したか	はい	いいえ
回答施設数	27施設	18施設

エ 指定管理に係る費用の増減の状況（所管課への調査）

指定管理に係る費用の増減	上がった	下がった	変わらない
回答施設数	30施設	8施設	7施設
上がった理由	業務増による人件費増、運営費見込額の増、措置費支弁基準単価の増、消費税、老朽化に伴う修繕費の増、光熱水費、人件費の上昇、委託料の増		
下がった理由	利用料金収入の増、黒字の増、経費削減、自主事業収入の増、委託費の減		

オ その他の収入について

利用料金の設定について（指定管理者への調査）

利用料金の設定は適切か	はい	いいえ	利用料金無し
回答施設数	24施設	7施設	14施設
いいえと回答した施設	平和創造の森公園、コンベンションセンター、博物館美術館、奥武山総合運動場、空手会館、総合運動公園、首里城公園		

(2) 導入施設の単年度収支（平成29年度）

単位：千円

	施設名称	指定管理料	修繕・不可抗力	利用料収入	自主事業収入	収入総額	人件費	修繕費	委託料	支出総額	事業収支
1	公文書館	237,512		0	0	237,512	140,412	1,892	16,638	229,581	7,931
2	ライフサイエンス研究センター	10,808		43,431	2,040	56,279	31,026	2,691	15,730	55,581	698
3	平和創造の森公園	31,320		94	474	31,888	17,344	1,105	5,491	31,881	7
4	総合福祉センター	75,650		16,335	242	92,227	19,304	1,934	40,122	95,264	-3,037
5	石嶺児童園	311,738		0	11,082	322,820	223,582	20,375	7,681	357,521	-34,701
6	平和の礎	20,634	2,891	0	0	23,525	11,865	312	7,718	23,525	0
7	男女共同参画センター	58,000		22,428	1,639	82,067	42,364	1,009	12,137	78,560	3,507
8	県民の森	22,588		3,930	1,427	27,945	18,862	1,408	3,782	28,604	-659
9	健康バイオ研究開発センター	26,612		55,573	2,475	106,933	32,577	4,174	24,960	106,603	330
10	バイオ産業振興センター	0		36,663	72	37,102	22,282	801	7,205	36,306	796
11	国際物流拠点那覇地区	92,075		0	0	92,075	10,848	4,600	71,780	91,817	258
12	航空機整備施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	国際物流拠点うるま地区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	IT津梁パーク施設	64,837		0	0	64,837	23,340	2,282	35,062	63,905	932
15	情報通信センター	108,457		0	—	108,457	13,835	1,029	90,468	108,427	30
16	コンベンションセンター	65,691		347,175	21,529	434,395	59,189	23,069	187,622	369,721	64,674
17	万国津梁館	65,633		60,379	192,626	318,638	44,136	3,465	58,464	285,131	33,507
18	博物館美術館	302,470		75,239	108,657	486,365	94,173	2,004	184,795	528,304	-41,939
19	奥武山総合運動場	187,000		40,594	10,136	237,731	61,126	19,801	73,556	234,219	3,512
20	空手会館	63,000		9,746	10,644	83,390	39,404	50	21,561	88,619	-5,229
21	県民広場地下駐車場	0		125,165	0	125,165	18,767	2,998	9,143	121,657	3,508
22	安座真海浜公園		1,955	7,543	29,877	39,374	6,464	3,249	14,127	39,363	11
23	宇堅海浜公園		1,680	3,459	18,357	23,496	11,180	1,907	423	23,512	-16
24	宜野湾港マリナー	60,480	25,308	0	37,188	122,976	32,385	27,476	12,663	115,677	7,299
25	西原与那原マリナーパーク	0		21,444	118,081	139,525	51,730	3,418	15,679	137,068	2,457
26	与那原マリナー	40,000		0	28,581	68,581	19,563	3,413	10,072	39,866	28,715
27	名護中央公園	23,500		10	2,222	25,732	12,501	1,175	3,582	24,761	971
28	総合運動公園	335,000		91,276	11,517	437,825	161,244	32,798	122,590	437,380	445
29	浦添大公園	31,000		48	5,226	36,274	11,254	990	14,546	35,234	1,040
30	海軍壕公園	14,591	1,204	2	1,174	16,972	3,008	3,271	7,434	16,822	150
31	平和祈念公園	35,862		159	2,763	38,784	8,773	487	19,272	37,599	1,185
32	パナナ公園	44,500		410	4,656	49,566	20,624	2,073	11,543	45,674	3,892
33	首里城公園※	140,360		101,496	15,552	257,408	82,938	91	138,438	268,808	-11,400
34	奥武山公園	49,000	7,511	2,295	959	59,765	9,255	9,806	28,528	59,764	1
35	中城公園	26,500		45	3,859	30,404	13,458	1,408	8,885	29,470	934
36	県営住宅北部	15,551	63,250	0	—	78,801	8,938	63,250	1,206	77,302	1,499
37	県営住宅中部A	56,588	295,570	0	—	352,158	30,907	295,570	4,229	344,415	7,743
38	県営住宅中部B	51,203	267,250	0	—	318,453	31,526	267,250	4,085	316,103	2,350
39	県営住宅南部	108,292	589,279	0	—	697,571	56,385	589,279	8,924	682,067	15,504
40	県営住宅宮古	16,000	118,876	0	—	134,876	11,415	119,437	0	134,876	0
41	県営住宅八重山	17,000	79,290	0	—	96,290	10,846	79,520	0	102,427	-6,137
42	名護青少年の家	36,051		4,030	3,026	43,107	24,676	1,089	5,737	47,600	-4,493
43	糸満青少年の家	37,989		7,203	4,450	49,642	20,282	1,538	7,896	46,433	3,209
44	石川青少年の家	37,887		2,362	3,437	43,686	18,951	157	12,936	43,686	0
45	玉城青少年の家	37,111		2,399	1,886	41,396	18,321	945	8,314	40,138	1,258
46	宮古青少年の家	36,392		663	638	37,693	27,311	1,312	3,500	39,588	-1,895
47	石垣青少年の家	34,819		2,199	826	37,844	22,384	1,878	2,391	35,381	2,463

県ホームページで公開されているモニタリングシートより作成。

前年度からの繰越を除外し、単年度・単独施設収支とした。

※ 首里城公園については、他施設からの繰入を減額したため、モニタリングシートの数値と異なる。

(3) 自主事業の状況

自主事業収入で1千万円を超える収入のあった施設（自主事業収入降順） 単位：千円

施設名称	指定管理料	利用料収入	自主事業収入	収入総額	支出総額	事業収支
万国津梁館	65,633	60,379	192,626	318,638	285,131	33,507
西原与那原マリパーク	0	21,444	118,081	139,525	137,068	2,457
博物館美術館	302,470	75,239	108,657	486,365	528,304	-41,939
宜野湾港マリーナ	60,480	0	37,188	122,976	115,677	7,299
安座真海浜公園		7,543	29,877	39,374	39,363	11
与那原マリーナ	40,000	0	28,581	68,581	39,866	28,715
コンベンションセンター	65,691	347,175	21,529	434,395	369,721	64,674
宇堅海浜公園		3,459	18,357	23,496	23,512	-16
首里城公園	140,360	101,496	15,552	257,408	268,808	-11,400
総合運動公園	335,000	91,276	11,517	437,825	437,380	445
石嶺児童園	311,738	0	11,082	322,820	357,521	-34,701
空手会館	63,000	9,746	10,644	83,390	88,619	-5,229
奥武山総合運動場	187,000	40,594	10,136	237,731	234,219	3,512

(4) 利用料の減免の状況

利用料金の減免実績はあるか	ある	ない	利用料金無し
回答施設数	25施設	6施設	14施設

減免額実績（減免額降順）

単位：千円

施設名	指定管理料	利用料収入	減免額
コンベンションセンター	65,691	347,175	63,333
健康バイオ研究開発センター	26,612	55,573	25,278
奥武山総合運動場	187,000	40,594	19,797
総合運動公園	335,000	91,276	16,733
総合福祉センター	75,650	16,335	9,115
万国津梁館	65,633	60,379	6,851
バイオ産業振興センター	0	36,663	5,106
博物館美術館	302,470	75,239	4,251
石川青少年の家	37,887	2,362	3,091
糸満青少年の家	37,989	7,203	2,561
名護青少年の家	36,051	4,030	2,042
玉城青少年の家	37,111	2,399	1,329
空手会館	63,000	9,746	1,283
奥武山公園	49,000	2,295	1,248
首里城公園	140,360	101,496	1,036
男女共同参画センター	58,000	22,428	742
県民広場地下駐車場	0	125,165	572
宮古青少年の家	36,392	663	401
石垣青少年の家	34,819	2,199	379
平和祈念公園	35,862	159	256
バナナ公園	44,500	410	167
西原与那原マリパーク	0	21,444	151
ライフサイエンス研究センター	10,808	43,431	74
県民の森	22,588	3,930	70
中城公園	26,500	45	11

4 検証・評価の状況と課題

(1) 運用委員会による検証結果を「不十分」としたもの

ア 指定管理者が「不十分」と回答した施設

施設名	所管課
万国津梁館、博物館美術館	MICE推進課、文化振興課

(2) 運用委員会の開催が遅れているもの

運用委員会の開催状況（検証結果を7月末に提出）

運用委員会の開催日	7月末まで	8月中	9月中	10月中
回答施設数	18施設	21施設	5施設	1施設
月	所管課			
8月開催	総務私学課、道路管理課、海岸防災課、港湾課、都市計画・モノレール課、住宅課			
9月開催	青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課、情報産業振興課、文化振興課			
10月開催	空手振興課			

(3) 課題

ア 所管課の回答した課題

修繕計画の作成・改定、改修計画、収益増に向けた取り組み、予算確保、駐車場の確保、県と指定管理者の連携強化
--

イ 指定管理者が回答した課題

人件費・委託費の高騰、利用者の安全に関するコスト、光熱水費、自主事業に手が回らないこと

(4) 経営分析指標について

指標算出に際し、認識が異なっているものが見られた。

非常勤職員の賃金等を人件費率に計上していないもの	3施設
指定管理法人への委託料を外部委託比率に計上していないもの	4施設
廃棄物処理料等を外部委託比率に計上していないもの	4施設
不可抗力、自主事業等を除外して指標を計算しているもの	10施設
利用者数のとらえ方に疑問があるもの	2施設
利用者数と指標の計算が合わないもの	8施設
指標の記載を省略しているもの	7施設
利用者数が不明のため、指標の精査が出来ないもの	3施設

(5) 経営分析指標の状況 (平成29年度)

	施設名称	事業収支 (千円)	利用料金比 率	人件費比率	外部委託費 比率	管理コスト (円)	自治体負担 コスト (円)
1	公文書館	7,931	0.0%	61.2%	7.2%	2,396	2,479
2	ライフサイエンス研究センター	698	77.2%	55.8%	28.3%	4,631,750	900,667
3	平和創造の森公園	7	0.3%	54.4%	17.2%	369	363
4	総合福祉センター	-3,037	17.7%	20.3%	42.1%	355	282
5	石嶺児童園	-34,701	0.0%	62.5%	2.1%	4,369,070	3,809,581
6	平和の礎	0	0.0%	50.4%	32.8%	19	16
7	男女共同参画センター	3,507	27.3%	53.9%	15.4%	476	352
8	県民の森	-659	14.1%	65.9%	13.2%	169	133
9	健康バイオ研究開発センター	330	52.0%	30.6%	23.4%	7,614,500	1,900,857
10	バイオ産業振興センター	796	98.8%	61.4%	19.8%	2,420,400	0
11	国際物流拠点那覇地区	258	0.0%	11.8%	78.2%	5,100,944	5,115,278
12	航空機整備施設	—	—	—	—	—	—
13	国際物流拠点うるま地区	—	—	—	—	—	—
14	IT津梁パーク施設	932	0.0%	36.5%	54.9%	2,203,621	2,235,759
15	情報通信センター	30	0.0%	12.8%	83.4%	21,685,400	21,691,400
16	コンベンションセンター	64,674	79.9%	16.0%	50.7%	638	113
17	万国津梁館	33,507	18.9%	15.5%	20.5%	10,959	2,523
18	博物館美術館	-41,939	15.5%	17.8%	35.0%	1,038	594
19	奥武山総合運動場	3,512	17.1%	26.1%	31.4%	484	386
20	空手会館	-5,229	11.7%	44.5%	24.3%	1,328	944
21	県民広場地下駐車場	3,508	100.0%	15.4%	7.5%	632	0
22	安座真海浜公園	11	19.2%	16.4%	35.9%	576	0
23	宇堅海浜公園	-16	14.7%	47.6%	1.8%	478	0
24	宜野湾港マリーナ	7,299	0.0%	28.0%	10.9%	229,974	120,239
25	西原与那原マリンパーク	2,457	15.4%	37.7%	11.4%	161	0
26	与那原マリーナ	28,715	0.0%	49.1%	25.3%	972,341	975,610
27	名護中央公園	971	0.0%	50.5%	14.5%	208	197
28	総合運動公園	445	20.8%	36.9%	28.0%	477	365
29	浦添大公園	1,040	0.1%	31.9%	41.3%	109	96
30	海軍壕公園	150	0.0%	17.9%	44.2%	273	237
31	平和祈念公園	1,185	0.4%	23.3%	51.3%	30	29
32	バンナ公園	3,892	0.8%	45.2%	25.3%	81	78
33	首里城公園	-11,400	39.4%	30.9%	51.5%	94	49
34	奥武山公園	1	3.8%	15.5%	47.7%	68	56
35	中城公園	934	0.1%	45.7%	30.1%	148	133
36	県営住宅北部	1,499	0.0%	11.6%	1.6%	73,411	14,768
37	県営住宅中部A	7,743	0.0%	9.0%	1.2%	94,154	15,470
38	県営住宅中部B	2,350	0.0%	10.0%	1.3%	90,548	14,667
39	県営住宅南部	15,504	0.0%	8.3%	1.3%	95,917	15,229
40	県営住宅宮古	0	0.0%	8.5%	0.0%	132,361	15,702
41	県営住宅八重山	-6,137	0.0%	10.6%	0.0%	94,229	15,639
42	名護青少年の家	-4,493	9.3%	51.8%	12.1%	1,405	1,064
43	糸満青少年の家	3,209	14.5%	43.7%	17.0%	885	724
44	石川青少年の家	0	5.4%	43.4%	29.6%	1,123	974
45	玉城青少年の家	1,258	5.8%	45.6%	20.7%	1,264	1,169
46	宮古青少年の家	-1,895	1.8%	69.0%	8.8%	1,595	1,466
47	石垣青少年の家	2,463	5.8%	63.3%	6.8%	1,279	1,259

県ホームページで公開されているモニタリングシートより作成。記載が省略されたものも算出し掲載。

各指標の変更にあたっては所管課に確認をした上で掲載。

前年度からの繰越を除外し、単年度・単独施設収支とした。

※ 首里城公園については、他施設からの繰入を減額したため、モニタリングシートの数値と異なる。

5 防火管理体制について

財政的援助団体等監査において、消防法に規定された消防訓練や消防用設備の点検等が、適正に実施されていないものがあつた。

全導入施設を確認するため、追加で調査をしたところ、その結果は以下のとおりであつた。

(1) 消防法に関連する届出等について

調査票の回答及び届出書の内容等から法令遵守状況について確認した。

ア 防火管理者の選任・届出をしていない施設があつた

防火管理者の必要な施設、用途、届出状況

施設の用途	特定用途 防火対象物	非特定用途 防火対象物	合 計
防火管理者が必要な施設	14施設	23施設	37施設
防火管理者の選任・届出をしている	14施設	20施設	34施設
防火管理者の選任・届出をしていない		3施設	3施設

防火管理者の選任・届出をしていない施設

施設名	所管課
名護中央公園、県営住宅宮古・八重山	都市計画・モノレール課、住宅課

イ 消防計画の策定・届出をしていない施設があつた

消防計画の策定・届出状況

消防計画の策定・届出	している	していない	必要ない
回答施設数	33施設	4施設	8施設

消防計画の策定・届出をしていない施設

施設名	所管課
与那原マリーナ、名護中央公園、県営住宅宮古・八重山	港湾課、都市計画・モノレール課、住宅課

ウ 消防設備の点検・届出をしていない施設があつた

消防設備点検の実施・届出の状況

消防設備点検の実施・届出	している	していない	必要ない
回答施設数	34施設	3施設	8施設

※ 特定用途防火対象物は毎年、非特定用途防火対象物は3年に1回の報告が必要

消防設備点検の実施・届出をしていない施設

施設名	所管課
与那原マリーナ、名護中央公園、平和祈念公園	港湾課、都市計画・モノレール課

エ 消防訓練を実施していない又は不足している施設があつた

用途別の消防訓練の実施状況

訓練の要否、回数	1回	2回以上	していない	必要ない
特定用途防火対象物	<u>2施設※1</u>	12施設		1施設
非特定用途防火対象物	18施設	2施設	<u>3施設※2</u>	3施設
適用除外施設		1施設		3施設

消防訓練の実施回数が不足している施設（下線※1）

施設名	所管課
空手会館、宜野湾港マリーナ	空手振興課、港湾課

消防訓練を実施していない施設（下線※2）

施設名	所管課
与那原マリーナ、県営住宅宮古・八重山	港湾課、住宅課

オ 消防訓練に係る所轄消防署への報告をしていない施設があった

消防訓練に係る所轄消防署への報告状況

所轄消防署への報告	している	していない	必要ない
回答施設数	30施設	7施設	8施設

消防訓練の報告をしていない施設

施設名	所管課
西原与那原マリパーク、与那原マリーナ、名護中央公園、総合運動公園、平和祈念公園、県営住宅宮古・八重山	港湾課、都市計画・モノレール課、住宅課

第4 監査の結果及び所見

1 監査の結果

監査の結果、指定管理者制度の運用については概ね適正に執行されていると認められたが、一部において下記のとおり、是正、改善又は検討を要する事項があった。

(1) 防火管理体制が適正でなかったもの

- ア 防火管理者の選任・届け出をしていなかった施設
名護中央公園、県営住宅（宮古地区、八重山地区）
- イ 消防計画の策定・届け出をしていなかった施設
与那原マリーナ、名護中央公園、県営住宅（宮古地区、八重山地区）
- ウ 消防設備の点検・届け出をしていなかった施設
与那原マリーナ、名護中央公園、平和祈念公園
- エ 消防訓練の実施回数が不足していた施設
沖縄空手会館、宜野湾港マリーナ
- オ 消防訓練を実施していなかった施設
与那原マリーナ、県営住宅（宮古地区、八重山地区）
- カ 消防訓練にかかる所管消防署への報告をしていなかった施設
西原・与那原マリナパーク、与那原マリーナ、名護中央公園、
沖縄県総合運動公園、平和祈念公園、県営住宅（宮古地区、八重山地区）

(2) 運用方針に定められているが協定書に記載されていなかったもの、もしくは遵守されていなかったもの

- ア 全部委託の禁止について明記していなかった所管課
科学技術振興課、青少年・子ども家庭課、ものづくり振興課、
生涯学習振興課
- イ 暴力団排除に関する事項が明記していなかった所管課
青少年・子ども家庭課、ものづくり振興課、生涯学習振興課
- ウ 緊急連絡に対応できる体制を整備していなかった所管課
福祉政策課、青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課

(3) 協定書に記載されているが、遵守されていなかったもの

- ア 危機管理行動計画・マニュアルを作成していなかった施設
男女共同参画センター
- イ 危機管理行動計画・マニュアルを確認していなかった所管課
平和援護・男女参画課、港湾課

- ウ 管理物品台帳を作成していなかった施設
総合福祉センター、県民の森、空手会館、安座真海浜公園、宇堅海浜公園、
宜野湾港マリーナ
- エ 物品台帳の作成・報告をすることとなっているが、確認していなかった所管課
福祉政策課、青少年・子ども家庭課、MICE推進課、空手振興課
- オ 再委託の事前申請をしていなかった施設
石嶺児童園、宜野湾港マリーナ

- (4) 指定管理者制度運用委員会の検証結果の反映が遅れていた所管課
総務私学課、青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課、情報産業振興課
文化振興課、空手振興課、都市計画・モノレール課、住宅課、道路管理課、
海岸防災課、港湾課

2 監査所見

指定管理者制度は、平成15年6月の地方自治法改正により創設され、沖縄県では平成17年4月から導入し、平成30年4月時点で公園、スポーツ施設や福祉・文化施設、産業振興施設、社会教育施設、県営住宅等47施設となっている。

本県における同制度の導入後10年余りを経過していること、また、定期監査、財政的援助団体等監査において運用等に課題がみられたことを踏まえ、県民サービスの向上等、同制度の趣旨に沿ったものとなっているかを確認するため監査を実施した。

監査の結果、所管課及び指定管理者においては、施設の管理運営等についておおむね適正に執行しているものと認められたが、一部については是正改善等、検討を要する事項があった。

平成29年度に策定された「沖縄県行政運営プログラム」においては、同制度導入施設の主な課題として、「運用を強化し、提供されるサービスの質の向上等に取り組む必要がある」としている。

同制度は、施設の設置者である県と、管理運営する指定管理者が対等の立場で相互に連携協力し、各々の責任を適切に果たすことにより目的が達成されるものと考えられる。

については、県民サービスの一層の向上を実現するため、より適切で充実した同制度の運用が図られるよう、特に以下の項目について検討を行い、改善に取り組んでいただきたい。

(1) 施設利用者の安全確保について

ア 防火管理体制が適正でなかったもの

消防法に基づく防火管理体制について、適正でない事例が22件あった。

指定管理者においては、利用者の安全確保のため、防火管理者の届け出、消防計画の提出、消防設備の点検、消防訓練等、適正な防火管理体制を整備する必要がある。

モニタリングシートには防災関係の取組を記載することとなっているが、防災に係る項目が記載されていない施設があり、その中には消防訓練等を実施していない施設もあった。

所管課においては現状を把握して適切な対応を図るため、指定管理者が消防法に定められた防火管理体制を整備しているかを把握した上でモニタリングシートに適切に記載し、利用者の安全が確保されるよう努めていただきたい。

イ 危機管理体制について

協定書で作成が定められている「危機管理行動計画・マニュアル」について、作成していない指定管理者が1カ所、その確認をしていない所管課が2カ所あった。

また、所管課においては指定管理者からの緊急連絡を受ける体制を整備していないところがあった。

公の施設の管理運営にあたっては、防火管理体制と並び、危機管理体制の整備も重要な事項であるので、所管課及び指定管理者が連携し、不測の事態が生じた際、速やかに行動出来る体制を構築していただきたい。

(2) 施設の修繕及び老朽化への対応について

施設の維持補修については、協定書で当該施設に修繕箇所等が生じた場合には限度額の範囲内は指定管理者が負担し、これを超える場合は県が負担することが定められている。

指定管理者へのヒアリングでは、施設・設備の老朽化に伴い指定管理者が負担する修繕費用が年々増えていること、また、県が費用を負担する大型修繕等は、予算の確保や執行手続に時間を要し、利用者の安全や利便性の確保の面で、改善を求める意見が多かった。

施設利用者への安定したサービス確保のために、所管課と指定管理者が連携し、中長期的な修繕計画の作成や、施設の特性に応じた修繕費負担のあり方を検討していただきたい。

(3) 指定管理者の経営状況への配慮について

ア 安定的な経営の確保

施設の適正な管理運営の確保には、指定管理者の経営状況が安定していることが重要である。

収支状況を確認したところ単年度で損失を計上している施設があった。

指定管理は複数年度に渡り実施するため、単年度の収支額のみで経営状況を評価することは出来ないが、管理運営経費の積算、収入見込み等の精度を向上させ、安定的な経営の確保が図られるよう取組んでいただきたい。

イ 自主事業について

県営住宅等一部の施設を除き、指定管理者はその施設を利用した自主事業を実施することが出来る。

自主事業の実施は指定管理者の利益となると共に、その施設の有効利用、知名度の向上が図られるものであることから、施設の設置目的等に配慮した上で、所管課と指定管理者が緊密に調整・協議を行い自主事業の充実に努めていただきたい。

(4) 減免制度について

利用料金を徴収する施設の指定管理者のほとんどが、県条例等に基づく減免規程を定め、減免を行っている。しかし、利用料金を減免することで減収となった分を県が補填している事例はなく、また、補填を検討をした事例もなかった。一部施設の協定書においては、減免した分の費用は指定管理者が負担すると明記したものもあった。

施設の管理運営には固定経費が常に発生し、減免に関する額は年度により変動があること等から、指定管理者のヒアリングにおいては減免分の負担を求める意見があった。同制度を導入していない施設においては減免による減収分は県の負担となるが、同制度導入施設においては指定管理者の負担となることを踏まえ、指定管理期間内において減免する額を適正に勘案した減免制度について、所管課及び指定管理者で検討する必要があると思われる。

(5) 経営分析指標について

所管課は、施設のサービスの安定性評価をするため経営分析指標を算出することとされているが、基礎となる数値の捉え方が整理されておらず適正な評価となっていないと思われるものがみられた。

同指標の算出に際しては、同制度を所管する行政管理課と連携し精度の向上を図ったうえで、施設のサービスの安定性評価や類似施設間の比較分析を行い、より効率的・効果的な運営に役立てることを検討していただきたい。

(6) 指定管理者制度運用委員会の検証結果の反映について

所管課はモニタリングを実施し、指定管理者制度運用委員会の検証結果を添えて翌年度の7月末までに行政管理課に提出することとされているが、8月以降に同委員会を開催したものが11課27施設あった。

同制度を有効に機能させるためには、現行のモニタリングのしくみをさらに発展させ、PDCAのマネジメントサイクルを効果的に実現するツールとして活用することが必要と思われる。

各所管課においては、検証結果を施設の運営に早期に反映することが出来るよう、同委員会の年度当初の開催に努めていただきたい。

資料 1

(資料目次)

1	調査の結果（全調査項目）	
(1)	所管課の調査票の集計結果	24
(2)	指定管理者の調査票の集計結果	31
(3)	所管課への追加調査結果	46
(4)	指定管理者への追加調査結果	47
2	沖縄県ホームページの調査結果	48
3	協定書の調査結果	49
4	モニタリングシートの調査結果	50

1 調査の結果（全調査項目）

(1) 所管課の調査票の集計結果

- ① 「年度協定書は締結したか」：「はい」43施設
「いいえ」と回答した施設は指定管理料が無いため不要。

- ② 「年度計画書・収支計画書を確認したか」：すべて「はい」と回答。

- ③ 「危機管理行動計画・マニュアルを確認したか」

危機管理行動計画・マニュアルの確認をしたか	はい	いいえ	提出不要
回答施設数	35施設	4施設	6施設

いいえ：平和援護・男女参画課、港湾課
提出不要：住宅課（作成・提出を義務づけていない）

- ④ 「緊急連絡に対応できる体制を整備したか」

緊急連絡に対応できる体制を整備したか	はい	いいえ
回答施設数	41施設	4施設

いいえ：福祉政策課、青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課

- ⑤ 「利用者の安全対策は図られているか」：すべて「はい」と回答。

主な内容：害虫・害獣防除、消防・防災訓練、保守点検、マニュアル整備、除草清掃、講習会、警備巡回、注意喚起、ネット設置、看護師配置

- ⑥ 「施設等の安全対策は図られているか」：すべて「はい」と回答。

主な内容：設備点検、誘導看板、防犯カメラ、補強・修繕、消防点検、水質検査、警備員配置、機械警備。

- ⑦ 「管理物品一覧表を確認したか」

管理物品一覧表を確認したか	はい	いいえ	確認不要・備品無し
回答施設数	32施設	4施設	9施設

いいえ：福祉政策課、青少年・子ども家庭課、MICE推進課、空手振興課
確認不要・備品無し：スポーツ振興課、海岸防災課、住宅課

⑧ 「備品の稼働状況等を確認したか」

備品の稼働状況等を確認したか	はい	いいえ	備品無し
回答施設数	22施設	15施設	8施設

いいえ：環境再生課、福祉政策課、青少年・子ども家庭課、MICE推進課、文化振興課、空手振興課、港湾課、生涯学習振興課
備品無し：海岸防災課、住宅課

⑨ 「遊休備品の整理をしたか」

遊休備品の整理をしたか	はい	いいえ	無回答
回答施設数	22施設	22施設	1施設

いいえ：総務私学課、科学技術振興課、環境再生課、福祉政策課、ものづくり振興課、企業立地推進課、MICE推進課、スポーツ振興課、空手振興課、海岸防災課、港湾課、住宅課
無回答：青少年・子ども家庭課

⑩ 「実地調査を行ったか」

月報を基に実地調査を行ったか	はい	いいえ
回答施設数	34施設	11施設

いいえ：MICE推進課、海岸防災課、都市計画・モノレール課、住宅課

⑪ 「連絡調整会議を開催したか」

連絡調整会議を開催したか	はい	いいえ
回答施設数	33施設	12施設

いいえ：総務私学課、福祉政策課、青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課、企業立地推進課、MICE推進課、スポーツ振興課、海岸防災課、港湾課

⑫ 「指定管理者への指導を行ったか」（指導等がなかった所管課も含まれる）

指定管理者への指導を行ったか	はい	いいえ
回答施設数	30施設	15施設

いいえ：科学技術振興課、青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課、森林管理課、情報産業振興課、MICE推進課、スポーツ振興課、住宅課

⑬ 「職員の労働条件は適切か」：すべて「はい」と回答。

⑭ 「再委託の契約手続に課題はあるか」

再委託の契約手続に課題はあるか	ある	ない
回答施設数	10施設	35施設

ある：道路管理課、港湾課、教育庁生涯学習振興課
内容：委託費の高騰（1施設）、再委託承認手続（3施設）、業者選定方法（6施設）

⑮ 「事務処理・経理処理に課題はあるか」

事務処理・経理処理に課題はあるか	ある	ない
回答施設数	8施設	37施設

ある：文化振興課、港湾課、教育庁生涯学習振興課
内容：提出書類の遅れ（1施設）、経理職員の離職（1施設）、予算計画の精度（1施設）
減免規程の整備（5施設）

⑯ 「モニタリングシートを精査したか」：すべて「はい」と回答。

⑰ 「指定管理者のアンケート実施状況は十分か」

指定管理者のアンケート調査は十分か	はい	いいえ	無回答
回答施設数	28施設	16設	1施設

いいえ：平和援護・男女参画課、森林管理課、MICE推進課、文化振興課、スポーツ振興課、空手振興課、海岸防災課、港湾課、住宅課
無回答：青少年・子ども家庭課

⑱ 「所管課での苦情対応」

所管課での苦情対応	なし	5回未満	10回以上	件数不明	無回答
回答施設数	17施設	12施設	7施設	6施設	3施設

無回答：情報産業振興課、道路管理課、都市計画・モノレール課（バナナ公園）

⑲ 「所管課でアンケート調査を行ったか」

所管課でアンケート調査を実施したか	はい	いいえ
回答施設数	4施設	41施設

はい：総務私学課、企業立地推進課、港湾課

⑳ 「アンケート・苦情はサービス向上に反映されたか」

アンケート・苦情はサービス向上に反映されたか	はい	無回答
回答施設数	44施設	1施設

無回答：青少年・子ども家庭課

㉑ 「指定管理は何期目か」

指定管理は何期目か	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目
回答施設数	4施設	12施設	3施設	21施設	5施設

㉒ 「基本協定書等について協議をしたか」

基本協定書等について協議をしたか	はい	いいえ
回答施設数	13施設	32施設

協議内容：協定内容、指定管理料、修繕方法、供用時間、規則改定、報告書様式、提出期限、台風被害の費用負担、備品購入、利用料金、自主事業の開催、遊具の利用

㉓ 「更新時に基本協定書の内容を変更したか」

更新時に基本協定書の内容を変更したか	はい	いいえ	未更新
回答施設数	27施設	16施設	2施設

変更内容：指定管理料精算方法、暴力団排除、緊急時対応、情報管理、労働者の安全確保、管理物品一覧表の作成、自主事業、使用料徴収委託、禁止事項

㉔ 「利用料金の設定は適切か」

利用料金の設定は適切か	はい	使用料	料金設定無し
回答施設数	31施設	11施設	3施設

㉕ 「減免した利用料の補填実績・検討状況」

減免した利用料の補填実績	ある	ない	使用料・料金設定無し
回答施設数	0施設	31施設	14施設
補填に係る検討	した	していない	無回答
回答施設数	0施設	24施設	7施設
			使用料・料金設定無し
			14施設

②⑥ 「指定管理に係る費用の増減」

指定管理に係る費用の増減	上がった	下がった	変わらない
回答施設数	30施設	8施設	7施設

上がった理由：業務増による人件費増、運営費見込額の増、措置費支弁基準単価の増、消費税、老朽化に伴う修繕費の増、光熱水費、人件費の上昇、委託料の増
 下がった理由：利用料金収入の増、黒字増、経費削減、自主事業収入の増、委託費の減

②⑦ 「新規自主事業について検討したか」

新規自主事業について検討したか	はい	いいえ	無回答
回答施設数	18施設	25施設	2施設

検討内容：サプライセンター、新規催事、自動販売機、他施設との連携、ドッグラン

②⑧ 「県債償還の実績はあるか」

県債償還の実績はあるか	はい	いいえ
回答施設数	5施設	40施設

はい：企業立地推進課（3施設）、道路管理課、港湾課

※下線は利用料金収入から県に納付金を納めている。他施設は使用料。

②⑨ 「運用委員会による実施結果の検証は十分か」：すべて「はい」と回答。

③⑩ 「指定の取消、業務の停止措置等の実績」：すべて「ない」と回答。

③⑪ 「修繕計画は作成したか」

修繕計画は作成したか	はい	いいえ
回答施設数	39施設	6施設

いいえ：青少年・子ども家庭課、文化振興課、空手振興課、港湾課

③⑫ 「修繕計画に沿った予算の確保はできているか」

修繕計画に沿った予算の確保はできているか	はい	いいえ
回答施設数	35施設	10施設

いいえ：環境再生課、青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課、森林管理課、文化振興課、空手振興課、港湾課

③⑬ 「修繕の限度額について検討したか」

修繕の限度額（上限額）について検討したか	はい	いいえ	無回答
回答施設数	16施設	28施設	1施設

無回答：道路管理課(指定管理料無し)

検討内容：指定管理者の修繕限度額引き上げ、修繕費については年度協定書を締結し対応

③⑭ 「指定管理期間の妥当性を検討したか」

指定管理期間の妥当性を検討したか	はい	いいえ
回答施設数	43施設	2施設

いいえ：MICE推進課

③⑮ 「指定管理料の改定を検討したか」

指定管理料の改定を検討したか	はい	いいえ
回答施設数	27施設	18施設

いいえ：福祉政策課、平和援護・男女参画課、企業立地推進課、海岸防災課、都市計画・モノレール課、生涯学習振興課

③⑥ 「指定管理の状況の評価」

指定管理の状況の評価	良好・適正 概ね適正	要改善・ 懸念
回答施設数	38施設	7施設

要改善：福祉政策課、森林管理課、情報産業振興課、文化振興課、空手振興課、海岸防災課
 内容：利用者が減少傾向、アンケート調査不十分、改善要望に引き続き対応、収支改善、自主
 事業の検討、利用者ニーズをとらえたサービスの提供とさらなる利便性の向上に努めること

③⑦ 「指定管理の課題」

施設名称（所管課）	当該施設の指定管理の課題
公文書館 （総務私学課）	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的な人材育成が図りにくい。 ・備品管理（台帳との照合）に工夫を要する。
ライフサイエンス研究センター （科学技術振興課）	供用後、5年が経過し、施設・設備等の経年劣化による故障が増加傾向にあることから、修繕計画の更新が必要である。
平和創造の森公園 （環境再生課）	平和学習に使用していたマヤーガマの立入禁止にしたことにより、利用者が少なくなることが見込まれる。
総合福祉センター （福祉政策課）	<ul style="list-style-type: none"> ・収入確保のため、利用者数の増加を目指す必要がある。 ・経年劣化に伴い修繕費が増加することが懸念されるため、早期の対応が求められる。 ・駐車場の不足。
石嶺児童園 （青少年・子ども家庭課）	児童養護施設の目的は入所児童に対して、安全で安心な生活環境を提供することであり、特定の養育者による一貫性のある養育が求められる。しかしながら、現在の指定管理者制度は期間に定めがあることから、指定管理者の変更に伴い、直接処遇を行う職員が入れ替わる可能性もある。
平和の礎 （平和援護・男女参画課）	施設の経年劣化に伴う修繕費用の増加 外部委託に関する人件費の上昇
男女共同参画センター （平和援護・男女参画課）	施設は設置から22年が経過しており、施設・設備の老朽化のため改修工事や備品の入替等を実施しているところである。今後も引き続き、修繕の実施に取り組む必要がある。
県民の森 （森林管理課）	開園から30年以上が経過し、老朽化が激しく、施設の改修計画の作成が必要
健康バイオ研究開発センター （ものづくり振興課）	建物も築14年を経過するため、経年劣化している箇所が何カ所か出てきており、修繕計画の見直しが必要である。
バイオ産業振興センター （ものづくり振興課）	建物が築25年を経過している為、経年劣化の箇所が目立ってきており、修繕計画の見直しが必要。
国際物流拠点那覇地区 （企業立地推進課）	供用開始から30年以上経っていることから、老朽化が激しく、それに伴う苦情や要望が殆どである事から、建替を行う必要がある。
IT津梁パーク施設 （情報産業振興課）	建物の長寿命化、老朽化対策を図るため、施設全体の長期的な修繕計画を策定する必要がある
情報通信センター （情報産業振興課）	特になし
コンベンションセンター （MICE推進課）	施設の設置目的となる国外県外催事の件数を増やす必要がある。

施設名称（所管課）	当該施設の指定管理の課題
万国津梁館 （MICE推進課）	施設稼働率を上げ、利用者増を図る必要がある。
博物館美術館 （文化振興課）	財団の本部が本部町にあるため、文書の押印に時間を要し、書類の提出が遅れる傾向にある。
奥武山総合運動場 （スポーツ振興課）	施設を建設して時間が経ち、修繕が必要な箇所がある。優先順位を決めて対応する必要がある。
空手会館 （空手振興課）	新規の施設のため、施設の老朽化等はなし。 （H29年度は数件の瑕疵工事を実施。）
県民広場地下駐車場 （道路管理課）	供用開始から20年が経過し施設の老朽化に伴う修繕を計画的に行っていく。
安座真海浜公園 （海岸防災課）	台風及び冬季季節風等による人工海浜砂の移動が課題である。
宇堅海浜公園 （海岸防災課）	利用料金収入・自主事業収入とも、事業計画と比較して減となっており、利用者増につながるよう、計画したイベントの確実な実施及び拡充と、オフシーズンの新たな事業の検討など、収入増につなげる工夫が必要である。
宜野湾港マリーナ （港湾課）	施設の経年劣化箇所が多く、予算確保が困難である。
西原与那原マリンパーク （港湾課）	施設の経年劣化箇所が多く、予算確保が困難である。
与那原マリーナ （港湾課）	海上係留は十分に収容されているが、陸置の収容が課題。
名護中央公園 （都市計画・モノレール課）	日本一早く開花を迎える桜まつりの印象が強く、他の季節での利用促進が課題となっている。
総合運動公園 （都市計画・モノレール課）	平成29年10月に大型遊具を供用開始し、公園利用者が平成28年度比1.8倍に増加したこともあり、土日祝祭日における南エリアの駐車場が不足している。
浦添大公園 （都市計画・モノレール課）	当該公園の目玉である遊具施設について、老朽化による修繕が必要となっている。
海軍壕公園 （都市計画・モノレール課）	当該公園の目玉となっている遊具施設について、整備後15年程経過し老朽化していることから、大規模修繕を行う必要がある。
平和祈念公園 （都市計画・モノレール課）	平成29年度に供用を開始した遊具施設について、土日祝祭日に遊具周辺の駐車場が不足している。
バナナ公園 （都市計画・モノレール課）	離島であるため、頻繁に現地確認を行えない。
首里城公園 （都市計画・モノレール課）	クルーズ船旅行者と修学旅行の来園が同時時間帯に重なった場合、駐車場が不足する。
奥武山公園 （都市計画・モノレール課）	トリムコースのゴムチップが経年劣化により全面的に亀裂が生じていることから、公園利用者の安全性の確保のため、早急な修繕が必要である。
中城公園 （都市計画・モノレール課）	土日祝祭日には、遊具施設の利用者が増加するため、駐車場が不足する。
県営住宅北部 （住宅課）	経年劣化が進行し、修繕計画に係る県と指定管理者との一層の連携が必要
県営住宅中部A （住宅課）	経年劣化が進行し、修繕計画に係る県と指定管理者との一層の連携が必要

施設名称	当該施設の指定管理の課題
県営住宅中部B (住宅課)	経年劣化が進行し、修繕計画に係る県と指定管理者との一層の連携が必要
県営住宅南部 (住宅課)	経年劣化が進行し、修繕計画に係る県と指定管理者との一層の連携が必要
県営住宅宮古 (住宅課)	経年劣化が進行し、修繕計画に係る県と指定管理者との一層の連携が必要
県営住宅八重山 (住宅課)	経年劣化が進行し、修繕計画に係る県と指定管理者との一層の連携が必要
名護青少年の家 (生涯学習振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化に伴う修繕費負担の増加や、施設長寿命化に向けた改修等の必要性の検討 ・収支の改善
糸満青少年の家 (生涯学習振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化に伴う修繕費負担の増加や、施設長寿命化に向けた改修等の必要性の検討。 ・施設警備などの委託料の高騰。
石川青少年の家 (生涯学習振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・石川岳登山利用者への対応等
玉城青少年の家 (生涯学習振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化に伴う修繕費負担の増加や、施設長寿命化に向けた改築・改修等の必要性の検討。
宮古青少年の家 (生涯学習振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化に伴う修繕費負担の増加や、施設長寿命化に向けた改築・改修等の必要性の検討。
石垣青少年の家 (生涯学習振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化に伴う修繕費負担の増加や、施設長寿命化に向けた改築・改修等の必要性の検討。

(2) 指定管理者の調査票の集計結果

① 「年度計画書・収支計画書を作成したか」 すべて「はい」と回答

② 「再委託の事前申請をしたか」

再委託の事前申請をしたか	はい	いいえ
回答施設数	43施設	2施設

いいえ：石嶺児童園、宜野湾港マリーナ

③ 「危機管理行動計画・マニュアルを作成したか」

危機管理行動計画・マニュアルを作成したか	はい	いいえ
回答施設数	44施設	1施設

いいえ：男女共同参画センター

④ 「緊急連絡体制を整備したか」 すべて「はい」と回答

⑤ 「利用者の安全対策を図ったか」 すべて「はい」と回答

主な内容：害虫・害獣防除、消防・防災訓練、保守点検、マニュアル整備、除草清掃、講習会、巡回、注意喚起、ネット設置、看護師配置、設備修繕、台風情報の掲載、高木伐採、工事の事前周知、照明追加

⑥ 「施設等の安全対策を図ったか」：すべて「はい」と回答。

主な内容：設備点検、誘導看板、防犯カメラ、補強・修繕、消防点検、水質検査、警備員配置、機械警備、精密点検

⑦ 「管理物品一覧表を作成したか」

管理物品一覧表を作成したか	はい	いいえ	作成不要・備品無し
回答施設数	32施設	6施設	7施設

いいえ：総合福祉センター、県民の森、空手会館、安座真・宇堅海浜公園、宜野湾港マリーナ
作成不要・備品無し：奥武山総合運動場、県営住宅（6地区）

⑧ 「備品の廃棄、遊休備品の整理を報告したか」

備品の廃棄、遊休備品の整理を報告したか	はい	いいえ	備品無し
回答施設数	28施設	11施設	6施設

いいえ：ライフサイエンス研究センター、総合福祉センター、石嶺児童園、国際物流拠点那覇地区、奥武山総合運動場、空手会館、県民広場地下駐車場、安座真・宇堅海浜公園、宜野湾港マリーナ、名護青少年の家

⑨ 「備品の稼働状況の把握しているか」

備品の稼働状況や稼働率を把握しているか	はい	いいえ	備品無し
回答施設数	27施設	12施設	6施設

いいえ：平和創造の森公園、石嶺児童園、国際物流拠点那覇地区、コンベンションセンター、奥武山総合運動場、空手会館、安座真・宇堅海浜公園、石川・玉城・宮古・石垣青少年の家

⑩ 「遊休資産、備品等の活用計画はあるか」

遊休資産、備品等の活用計画はあるか	ある	ない
回答施設数	5施設	40施設

ある：平和創造の森公園、県民の森、宜野湾港マリーナ、石川・石垣青少年の家

⑪ 「月報、上半期、年報は期日までに提出したか」：すべて「はい」

⑫ 「連絡調整会議は開催したか」

連絡調整会議は開催したか	いいえ	1回	2～5回	6～12回	適宜・不明
回答施設数	11施設	17施設	6施設	9施設	2施設

いいえ：公文書館、総合福祉センター、石嶺児童園、平和の礎、国際物流拠点那覇地区、コンベンションセンター、万国津梁館、安座真・宇堅海浜公園、西原与那原マリパーク、与那原マリーナ ※下線は随時、連絡・報告・確認を実施

⑬ 「連絡調整会議の議題・開催方法等について課題があるか」

連絡調整会議について課題があるか	ある	ない
回答施設数	13施設	32施設

ある：平和創造の森公園、健康バイオ研究開発センター、博物館美術館、名護中央公園、浦添大公園、平和祈念公園、バンナ公園、奥武山公園、中城公園、名護・石川・宮古・石垣青少年の家

内容：議題の焦点、開催時期、議事の進行、開催予定の設定、回数、専門部会の開催

⑭ 「所管課の指導はあったか」

所管課の指導はあったか	あった	なかった
回答施設数	30施設	15施設

なかった：ライフサイエンス研究センター、石嶺児童園、平和の礎、県民の森、IT津梁パーク施設、情報通信センター、コンベンションセンター、万国津梁館、博物館美術館、総合運動公園、海軍壕公園、首里城公園、奥武山公園、県営住宅宮古・八重山

⑮ 「職員の労働条件は適切だったか」：すべて「はい」

⑯ 「人件費総額はいくらですか」

	施設数
～ 5,000,000	1施設
5,000,000 ～ 10,000,000	4施設
10,000,000 ～ 30,000,000	23施設
30,000,000 ～ 50,000,000	9施設
50,000,000 ～ 70,000,000	3施設
70,000,000 ～ 100,000,000	2施設
100,000,000 ～ 150,000,000	1施設
150,000,000 ～ 200,000,000	1施設
200,000,000 ～	1施設

⑰ 「常勤職員数、非常勤職員数、常勤換算値」

	常勤職員数	非常勤職員数	常勤換算値	合計職員数
全施設合計	418	420	314.2	732.2
平均値	9.3	9.3	7.0	16.3

※ 平和創造の森公園、博物館美術館、宇堅海浜公園館については常勤換算値が空白のため、非常勤職員数を当てはめた。

「平均報酬額（人件費総額÷合計職員数）の分布」

平均報酬額	施設数
～ 1,000,000	1施設
1,000,000 ～ 1,500,000	2施設
1,500,000 ～ 2,000,000	1施設
2,000,000 ～ 2,500,000	8施設
2,500,000 ～ 3,000,000	9施設
3,000,000 ～ 3,500,000	11施設
3,500,000 ～ 4,000,000	6施設
4,000,000 ～ 4,500,000	3施設
4,500,000 ～	4施設

※ 県営住宅北部・中部A・中部B・南部は4施設の人件費の合計額を合計職員数で除した。

⑱ 「非常勤職員の雇用形態」

	パート・短時間 ・アルバイト	短期間・ 臨時	契約職員 派遣職員	兼任	非常勤職 員無し
回答施設数	24施設	7施設	8施設	9施設	12施設

複数回答のため、合計値が施設数以上となる。

⑲ 「再委託先の選定方法」

再委託先の選定方法	入札	複数見積	公募・プレ ゼン	関連会社 ・協力会社	1者見積 ・その他
回答施設数	17施設	25施設	2施設	3施設	19施設

複数回答のため、合計値が施設数以上となる。

⑳ 「委託内容と金額」

委託内容	警備	機械警備	清掃・衛生 管理	設備保守 点検	消防設備 点検	植栽管理
回答施設数	32施設	9施設	28施設	38施設	17施設	13施設

複数回答のため、合計値が施設数以上となる。

委託費総額	施設数
～ 2,000,000	2施設
2,000,000 ～ 5,000,000	8施設
5,000,000 ～ 10,000,000	10施設
10,000,000 ～ 20,000,000	9施設
20,000,000 ～ 50,000,000	7施設
50,000,000 ～ 100,000,000	5施設
100,000,000 ～ 150,000,000	2施設
150,000,000 ～	2施設

㉑ 「外部委託について課題はあるか」

外部委託について課題はあるか	ある	ない
回答施設数	17施設	28施設

ある：平和創造の森公園、総合福祉センター、平和の礎、男女共同参画センター、県民の森、万国津梁館、博物館美術館、名護中央公園、浦添大公園、平和祈念公園、バナナ公園、中城公園、県営住宅宮古・八重山、糸満・石川・石垣青少年の家

内容：契約金額の変動、委託費の増・高騰、入札参加が少ない、入札不調、設置会社限定、業者選定、業者スタッフの定着率・スキル向上、委託予算額が少なく見積提出業者が少ない

② 「利用料金の減免規程はあるか」

利用料金の減免規程はあるか	ある	ない	利用料金無し
回答施設数	28施設	3施設	14施設

ない：空手会館、安座真・宇堅海浜公園

③ 「利用料金の減免実績はあるか」

利用料金の減免実績はあるか	ある	ない	利用料金無し
回答施設数	25施設	6施設	14施設

ない：平和創造の森公園、安座真・宇堅海浜公園、名護中央公園、浦添大公園、海軍壕公園

減免規程は無いが減免実績あり：空手会館

減免額実績（減免額降順）

単位：千円

施設名	指定管理料	利用料収入	減免額
コンベンションセンター	65,691	347,175	63,333
健康バイオ研究開発センター	26,612	55,573	25,278
奥武山総合運動場	187,000	40,594	19,797
総合運動公園	335,000	91,276	16,733
総合福祉センター	75,650	16,335	9,115
万国津梁館	65,633	60,379	6,851
バイオ産業振興センター	0	36,663	5,106
博物館美術館	302,470	75,239	4,251
石川青少年の家	37,887	2,362	3,091
糸満青少年の家	37,989	7,203	2,561
名護青少年の家	36,051	4,030	2,042
玉城青少年の家	37,111	2,399	1,329
空手会館	63,000	9,746	1,283
奥武山公園	49,000	2,295	1,248
首里城公園	140,360	101,496	1,036
男女共同参画センター	58,000	22,428	742
県民広場地下駐車場	0	125,165	572
宮古青少年の家	36,392	663	401
石垣青少年の家	34,819	2,199	379
平和祈念公園	35,862	159	256
バナナ公園	44,500	410	167
西原与那原マリンパーク	0	21,444	151
ライフサイエンス研究センター	10,808	43,431	74
県民の森	22,588	3,930	70
中城公園	26,500	45	11

④ 「減免した利用料金の補填実績」 すべて「ない」と回答

⑤ 「協定書の内容又は定めのないことについて協議したか」

協定書等について協議したか	はい	いいえ
回答施設数	22施設	23施設

内容：供用時間、規則改定、報告書様式の変更、計画書提出時期の変更、不可抗力、修繕の方法、観覧料、臨時開館、増設に係る管理費、陸置艇の係留料金、枯損木の撤去、イベントに伴う施設の閉館、園内無料バスの運行、修繕費用の大幅増による指定管理料の協議、費用負担、駐車場の供用時間、遊具の利用方法、賠償責任保険の加入、減免に関すること、経費徴収、建物改修事前調整、危機管理マニュアル提出時期、備品調達基準金額、備品費の執行

②⑥ 「協定書に意見は反映されているか」

協定書に意見は反映されているか	はい	いいえ
回答施設数	36施設	9施設

いいえ：平和創造の森公園、博物館美術館、名護中央公園、海軍壕公園、バンナ公園、県営住宅北部・中部A・中部B・南部

②⑦ 「利用料金の設定は適切か」

利用料金の設定は適切か	はい	いいえ	利用料金無し
回答施設数	24施設	7施設	14施設

いいえ：平和創造の森公園、コンベンションセンター、博物館美術館、奥武山総合運動場、空手会館、総合運動公園、首里城公園

②⑧ 「自主事業拡大への課題」

自主事業拡大に課題はあるか	ある	ない
回答施設数	26施設	19施設

ある：平和創造の森公園、平和の礎、男女共同参画センター、県民の森、健康バイオ研究開発センター、コンベンションセンター、万国津梁館、博物館美術館、奥武山総合運動場、空手会館、県民広場地下駐車場、安座真海浜公園、宜野湾港マリーナ、西原与那原マリパーク、与那原マリーナ、名護中央公園、総合運動公園、浦添大公園、海軍壕公園、平和祈念公園、バンナ公園、奥武山公園、中城公園、名護・石川・石垣青少年の家

内容：マーケティングと需要の掘り起こし、ノウハウ蓄積、自動販売機の設置、職員の確保、人件費の確保、イベント参加者の増、メニュー、自主事業の充実まで手が回らない、自主事業開催件数の増、事業の迅速化を図るため、県の承認期間を含めた事務の簡素化、これ以上は困難、マンパワー不足、売り上げの50%納付のため自主事業の拡充は難しい、東屋等の清掃業務、大がかりな建造物の建設等、営業時間や飲食物販売場所の制限、増収の施策、費用・職員体制に制限、郷土館の利用の活性化、公園内パーラーの設置、小規模のイベントの開催、駐車場の駐車台数不足、市や各種団体との共催、新規教室の開催・宣伝広告の充実、公園への案内看板、野外炊飯等メニューによる実費負担額、人員不足によるサービス低下、職員の力量で内容が限定

②⑨ 「モニタリングシートに意見はあるか」

モニタリングシートに意見はあるか	ある	ない
回答施設数	11施設	34施設

ある：公文書館、平和創造の森公園、平和の礎、国際物流拠点那覇地区、IT津梁パーク施設、博物館美術館、県民広場地下駐車場、浦添大公園、平和祈念公園、バンナ公園、中城公園

内容：本質的機能より収益率・利用状況等に比重が置かれている、異業種施設をひとまとめにするのは無理がないか、記載方法がわかりづらい、施設の老朽化について、各施設に合った内容に改変したい、各種自主事業や運営全般の質的評価を行って欲しい、各指定管理施設に合った改変の許可、質問内容がわかりにくい、簡素化してほしい、第3者評価項目（アンケート内容）の統一

③⑩ 「アンケート調査は十分か」

アンケート調査は十分か	はい	いいえ
回答施設数	35施設	10施設

いいえ：石嶺児童園、平和の礎、県民の森、コンベンションセンター、奥武山総合運動場、空手会館、宇堅海浜公園、宜野湾港マリーナ、与那原マリーナ、宮古青少年の家

③① 「苦情対応の実績」

苦情対応の実績はあるか	ある	ない
回答施設数	39施設	6施設

ない：石嶺児童園、健康バイオ研究開発センター、バイオ産業振興センター、万国津梁館、空手会館、名護中央公園

内容：資料がない、対応が遅い、機器の操作方法・故障、トイレ清掃、受付・案内の不在、接客対応、駐車場、雨天時の床滑り、交通安全対策、利便性の向上、貸出用品の運搬・組立、監視カメラの設置、設備の不具合・故障、無料巡回バス、植栽管理、ハブ・害虫対策、案内表示、喫煙所の移動、住民トラブル、ペット苦情、建物老朽化、共益費滞納、アメニティの充実、食事への要望、畳の表替え、網戸の修理

③② 「アンケート結果や苦情をサービス向上に反映させたか」

アンケート・苦情をサービス向上に反映させたか	はい	いいえ・無回答
回答施設数	43施設	2施設

いいえ：空手会館、無回答：石嶺児童園

内容：職員研修の実施、操作説明書の設置、可動のテーブル・ベンチを設置、張り紙設置、丁寧な接客対応、園内案内板の増設、設備更新（ウォシュレット、ガスコンロ）、トイレ・会議室リニューアル、清掃実施、傘貸出、目安箱設置、遮光、交通安全協力依頼、雨天時の注意喚起、傘袋設置、会議室用プロジェクターの購入、県や市へ情報共有、公共交通機関利用の促進、映像、画像等を利用し、視察対応時のCS向上、供用時間変更、県の協力で修繕、固定テントの設置、防犯カメラの設置、石けん、紙の補充、トレーニングジムにクーラー設置、喫煙場所の移動、巡回清掃回数増、各種教室やサークルイベントを実施、HP充実、目的外駐車を取り締まり対応、のぼり設置、団地自治会との情報共有、取締強化・定期巡回・コンクリート剥離散乱防止ネット設置・自治会等連絡、職員間情報共有、登山道等の危険箇所の対応、ドアの修繕、入室前における部屋の清掃及び換気。障子張り換え

③③ 「類似施設との情報共有をしたか」

類似施設との情報共有をしたか	した	しなかった
回答施設数	41施設	4施設

しなかった：総合福祉センター、情報通信センター、博物館美術館、宇堅海浜公園

③④ 「運用委員会による検証は十分か」

運用委員会による検証は十分か	はい	いいえ
回答施設数	43施設	2施設

いいえ：万国津梁館、博物館美術館

③⑤ 「修繕計画に沿った修繕はできたか」

修繕計画に沿った修繕はできたか	できた	できなかった
回答施設数	38施設	7施設

いいえ：石嶺児童園、平和の礎、博物館美術館、宜野湾港マリーナ、平和祈念公園、奥武山公園、県営住宅宮古

③⑥ 「高額修繕の協議をしたか」

高額修繕の協議をしたか	はい	いいえ
回答施設数	39施設	6施設

いいえ：情報通信センター、空手会館、与那原マリーナ、バンナ公園、首里城公園、中城公園

③⑦ 「修繕の限度額・修繕計画について協議をしたか」

修繕の限度額・修繕計画について協議をしたか	はい	いいえ
回答施設数	32施設	13施設

いいえ：石嶺児童園、平和の礎、情報通信センター、万国津梁館、空手会館、西原与那原マリ
ンパーク、与那原マリーナ、名護中央公園、浦添大公園、平和祈念公園、バナナ公園、
首里城公園、中城公園

③⑧ 「指定管理期間は妥当と考えるか」

指定管理期間は妥当と考えるか	はい	いいえ
回答施設数	28施設	17施設

いいえ：公文書館、ライフサイエンス研究センター、石嶺児童園、平和の礎、健康バイオ研究
開発センター、博物館美術館、奥武山総合運動場、空手会館、県民広場地下駐車場、西
原与那原マリパーク、与那原マリーナ、総合運動公園、平和祈念公園、首里城公園、
奥武山公園、中城公園、玉城青少年の家

望ましい指定管理期間	5年	5～10年	10年	10年以上	要検討	無回答
回答施設数	15施設	1施設	9施設	1施設	1施設	18施設

③⑨ 「指定管理料の改定について協議したか」

指定管理料の改定について協議したか	はい	いいえ
回答施設数	19施設	26施設

はい：公文書館、ライフサイエンス研究センター、県民の森、健康バイオ研究開発センター、
バイオ産業振興センター、国際物流拠点那覇地区、IT津梁パーク施設、博物館美術館、奥
武山総合運動場、県民広場地下駐車場、名護中央公園、総合運動公園、平和祈念公園、バ
ーナ公園、奥武山公園、中城公園、名護・糸満・石垣青少年の家

④⑩ 「指定管理の状況について自己評価」

施設名称	指定管理の状況について自己評価
公文書館	次の状況又は取組が評価できる。 閲覧申請された資料数の大幅増。利用者満足度の高水 準での維持。余剰金を活用したデジタル化の促進。
ライフサイエンス研究セ ンター	研究室の入居率が順調に増加し、入居企業の満足度 も高いことから、概ね適切に管理運営が行えていると 考える。
平和創造の森公園	年間利用者大幅増加 自主事業の赤字体質改善の必要性
総合福祉センター	施設利用者に対し、所定の手続きに基づく、円滑な貸 館業務を実施することができた。また、必要な修繕・ 備品購入を行い、適切な施設維持管理を行うことがで きた。
石嶺児童園	子ども達へきめ細やかな内容の支援充実を図り、高校 受験生7名に対して園内塾の継続、職業指導員、寮職 員での面談の支援を力を入れて行った。結果、全員合 格となったことで、本人、他の子ども達への自信にも 繋がった。
平和の礎	清掃維持管理業務は、事業計画に基づき清掃スタッ フ及び警備員と連携を取りながら、利用者が安全快適 に施設を利用できるよう努めた。また、公園以外の施 設の管理受託等と緊密な連携を取りつつ経費節減に取り 組んだ。 積極的に自主事業を行い、霊域としてのマイナスイ メージを払拭して来園者の大幅増を図った。

施設名称	指定管理の状況について自己評価
男女共同参画センター	<p>①指定管理受託後大幅な稼働率アップ（目標55%⇒69%）を達成した。</p> <p>②利用者アンケート自由意見欄で要望があった事項に対してしっかり対応した（ロビーへのクーラー設置の要望等→県予算措置、その他）</p> <p>③登録団体を増やし、利用が少なかったふれあいサロンを活性化。女性団体の活動拠点化に貢献した。</p> <p>④施設美化に継続的に取り組み、草花溢れる中庭、気持ちよく利用できる施設実現に貢献できた。</p>
県民の森	計画以上の修繕を実施
健康バイオ研究開発センター	<p>入居企業からのアンケートの結果、施設設備の管理等について毎年高い満足度が得られている。</p> <p>外部利用者においても、利用者の増加による収入増となっており、これまでの広報活動における成果が少しずつ出てきていると考える。</p> <p>自主事業においては、今後受託メニューを増やし新規利用者獲得に努めていきたい。</p>
バイオ産業振興センター	毎年、利用者を対象にアンケート調査を実施しているが、利用者の満足度は開所以来毎年度高い状態が続いている。利用者目線にたったサービスを提供できている結果だと考える。今後も、現状に甘んずる事無く、常に利用者目線にたった質の高いサービスの提供を心がけていく。
国際物流拠点那覇地区	平成19年4月から指定管理者として、当施設の運営及び維持管理に努めてきました。その間の経験を事業運営に反映し、入居企業の皆さんが安心安全にお仕事が出来よう常に創意工夫を重ね組織を上げて業務を進めてきました。その結果、入居企業からのアンケートで施設運営について高評価を頂きました。
IT津梁パーク施設	基本協定に基づく諸業務（使用料の徴収、施設維持管理業務、使用許可手続に関する業務他5項目）を適切に実施すると共に、入居企業とのコミュニケーションを図るためのイベント等（新春餅つき大会、親睦ボーリング大会、講習会等）を数多く実施し、高い評価を受けており、入居企業及び県主管課との信頼関係が構築されているものと自負している。
情報通信センター	入居企業アンケートのすべての項目において「満足」、「やや満足」と一定の評価を得ている。今後も入居企業の利便性向上のため、より安全で快適な施設を築き上げていく。
コンベンションセンター	<p>①OCCだけでなくOCCを中心としたエリア連絡会議を定期的開催し、MICE誘致・受入を一体となっている。</p> <p>②築30年で経年劣化によるハード面の老朽化はあるものの、施設の清掃や植栽、施設・舞台設備などの管理が行き届いている。（利用者からも評価あり）</p> <p>③利用者のニーズを踏まえたワンストップサービスの充実を図った。</p> <p>④事務所と委託業者との連携により安全管理が徹底され事故や事件もなく、安心・安全が保たれている。</p>

施設名称	指定管理の状況について自己評価
万国津梁館	<p>売上の目標達成 稼働率、件数の増 自主事業参加人数の大幅増、実績増 施設利用催事のリピート率向上 セールス強化（訪問&視察対応件数増） 職員の人材育成強化 顧客満足度向上</p>
博物館美術館	<p>利用者（特に博常設、美コレ）は毎年大幅に増加しており県民の利用が増えている。 県外、海外の利用者も着実に増加しており、サービスの質も向上している。</p>
奥武山総合運動場	<p>九州大会、全国大会、国際大会規模のイベントや大会が増え、多種多様な要望（土足入場、開館時間や休場日の開館）等に最大限に応えることができた。専用利用者と一般利用者のバランスを上手くコントロールできた。予定していた金額よりも修繕を実施する事ができた。</p>
空手会館	<p>・国内外からの利用者の誘致拡大に努め、道場施設・展示施設利用合計が66,730名と好調に推移した。</p>
県民広場地下駐車場	<p>平成22年度から平成29年度にかけて指定管理者として、売上高を30%増加させることができました。沖縄県への納付金の額も78,996千円と大幅に増えています。これも、沖縄県と共に改善活動をしながらい指定管理者の経営努力と考えています。今後とも利用者に安全で使いやすい駐車場を目指して運営いたします。</p>
安座真海浜公園	<p>台風等の大きな影響もなく安定した管理運営を行うことができた。 老朽化に伴う施設修繕に対し、県側の協力もいただき改善することができた。</p>
宇堅海浜公園	<p>水難救助資格保有者を監視リーダーとし水難事故が起きないように力を入れている。 施設全体の警備にも力を入れている。</p>
宜野湾港マリーナ	<p>3年が経過し、年間の流れや施設の問題点等が明確につかめたので、今後はさらなる施設の美化や、利用者の利便性向上、観光に資する施設にしなければならない。自主事業をもっと充実させたいが、人材の確保がスムーズにいけない。</p>
西原与那原マリパーク	<p>ビーチサッカーの国際試合など誘致 年間利用者80万人超え 自主事業も好調である</p>
与那原マリーナ	<p>第1回目の指定管理としては順当と自負している</p>
名護中央公園	<p>・名護城公園の認知度を上げ、年々利用者が増えている。 ・芝、草刈は、仕様書以上の作業を行っている</p>
総合運動公園	<p>トレーニングジムは、器具の入替や、有資格者を配置している事で、利用者の増加に繋がっている、また高齢者も増えている事から正しい器具の使用方法や、効果が期待される知識等の講座をジムで定期的開催する事で利用満足度も向上している。 平成29年度は大型遊具の開放もあり、来園者の増加に</p>

施設名称	指定管理の状況について自己評価
	<p>繋がった。</p> <p>巡回等も強化し、事故等の予防保全に努めた事で安全・安心な公園を維持する事ができた。</p> <p>駐車場の不足については、園内無料巡回バス（シャトルバス）を運行することでクレームを減らすことができた。</p> <p>自主事業の充実や、大型遊具の開放等、来園者の増加で増々駐車場の問題が発生している。また体育館も会議室、医務室の仮設設置や雨漏りの対応が急務である。</p>
浦添大公園	<ul style="list-style-type: none"> ・年々利用者が増えている。 ・芝、草刈は、仕様書以上の作業を行っている ・公園の開園時間9:00からですが、早目に開園を行っている
海軍壕公園	計画以上の修繕を実施
平和祈念公園	<p>清掃維持管理業務は、事業計画に基づき清掃スタッフ及び警備員と連携を取りながら、利用者が安全快適に施設を利用できるよう努めた。また、公園以外の施設の管理受託等と緊密な連携を取りつつ経費節減に取り組んだ。</p>
バナナ公園	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する公園利用に対応したイベントや自主事業を実施し利用促進や活性化に繋げた。 ・保守点検と連動した維持管理や安全管理を徹底し、安心して利用できる環境提供に努めた。
首里城公園	<p>維持管理業務：概ね良好に実施することができた。修繕についても、優先順位を定め計画どおり進めることができた。また、防犯・防災対策としてマニュアル等を整備し体制整えた他、火災、地震、テロ訓練を実施し、利用者が安全・安心・快適に公園を利用できる環境づくりを行うことができた。</p> <p>運營業務・自主事業：概ね良好に実施できた。効果的な広報と魅力的な展示やイベントを実施した結果、入園者数は2年連続過去最高を更新した。今後も広報を充実させイベント参加者を増やし、入園者の増加に取り組みたい。</p>
奥武山公園	<ul style="list-style-type: none"> ・公園部分における、予期していない不可抗力(高圧ケーブルの破損)が連続で発生したが、緊急対応で迅速に被害を最小に抑えられ、緊急的ハザードにも十分な対応が出来たと思います。
中城公園	<ul style="list-style-type: none"> ・年々利用者が増加している。 ・広場、園路沿いの草刈並びに施設の安全管理は仕様書以上の作業をしている。 ・芝生アートを作成し、利用者に喜ばれている。 ・毎月ニュースレターを作成、利用者に喜ばれている。
県営住宅北部	<p>協定書に基づき、業務遂行ができた。今後も居住者との信頼関係を築き、組織体制を構築し業務に取り組む。</p>
県営住宅中部 A	<p>協定書に基づき業務遂行ができた。今後も居住者との信頼関係を築き、組織体制を構築し業務に取り組む。</p>

施設名称	指定管理の状況について自己評価
県営住宅中部B	協定書に基づき業務遂行ができた。今後も居住者との信頼関係を築き組織体制を構築し業務に取り組む。
県営住宅南部	協定書に基づき業務遂行ができた。今後も居住者との信頼関係を築き、組織体制を構築し業務に取り組む。
県営住宅宮古	マニュアルに沿って弊社各担当が対応できている。修繕に関しては自社開発の入居者データベースシステム・クレーム対応（サンクスコール）システムが稼働できており、職員全員で情報共有しスピーディーに対応できている。
県営住宅八重山	・独自の管理システムを活用しスピード対応できている。 ・経験あるスタッフがいるので適切に居住者対応できている。
名護青少年の家	利用者の増（前年比1%増を目標） 開所日数の増 財団のノウハウを生かした自主事業内容の充実
糸満青少年の家	①前年度を上回る修繕増、委託料増 ②利用者からのいい評価をいただいている ③地域住民、隣接施設といい関係が築けている。
石川青少年の家	利用者増加 自主・主催事業がスムーズにしている
玉城青少年の家	主催、自主事業とも利用者アンケートの結果から96%が非常に良い、又は良いとの好評価を得ており、指定管理の目的に沿った管理運営がなされているものと思料する。 今後とも利用者のニーズに沿ったプログラムの開発やサービスの向上に努める。
宮古青少年の家	概ね「良い」評価を得ている。事業実施に当たっては安全面、衛生面を重視し看護師を配置し、けがや事故無く終了できたことが評価出来る。 年度によってばらつきはあるものの、利用者の増加が図られた。
石垣青少年の家	利用者の大幅増 開所日数の増 主催事業、自主事業が好調である 計画以上の修繕を実施している

④ 「指定管理について課題」

施設名称	指定管理について課題
公文書館	・指定期間が限られていることから、職員の正規雇用化及び人材育成の面で長期的計画が立てづらい。 ・施設内の一部を沖縄県教育委員会や民間事業者が使用しており、施設管理者としての責任範囲が不明確。
ライフサイエンス研究センター	供用後、5年が経過し、施設・設備等の経年劣化による故障が増加傾向にあることから、修繕計画の更新が必要である。
平和創造の森公園	高額修繕案件の停滞、人件費（委託費）の高騰、施設の老朽化、徴収可能施設（システム）の充実

施設名称	指定管理について課題
総合福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・経年劣化による修繕の増加に加え、人件費や委託費が増えていることから、指定管理料や利用料の見直しを図る必要がある。 ・高額修繕の早期対応。 ・センター入居団体職員の通勤自家用車の駐車場不足。
石嶺児童園	指定管理期間については、子ども達への継続した支援が必要なため、今後検討が必要と思われる。
平和の礎	<p>最低賃金引き上げ等による人件費増及び委託費の高騰等に向けた予算確保。</p> <p>施設の経年劣化への対応。</p> <p>事業の自由度の拡大。</p>
男女共同参画センター	指定管理者の創意工夫の発揮が従来の行政の範囲内に限定され、民間の創意工夫の発揮が制限されているような気がしています。（指定管理者の創意工夫による稼働率アップ⇒収益向上による指定管理者の収益増を制限する傾向がないか？）
県民の森	<ul style="list-style-type: none"> ・自主事業の集客 ・施設の老朽化による修繕料の増
健康バイオ研究開発センター	<p>○施設も14年を経過しており、既設の設備等の劣化、更新等が必要になってきていることから、費用等の確保が課題となる。</p> <p>○指定管理期間における更新がある為、指定管理者が変わった際の人材の流出、期限がある等の人材固定化が難しく、施設の熟成度に対しての課題があると考ええる。</p>
バイオ産業振興センター	<p>バイオ関連の施設であるため、入居スペースに水回りや水回り設備が必要になる。しかし、現状、水回りが整備されている部屋は約半数となっており、残りの半数は整備されていない状況である。</p> <p>利用者のニーズは水回りが整備されている研究室にある。ただ、水回りの整備には多額の費用がかかるため指定管理者で対応することは困難なため、沖縄県による整備をお願いしたい。</p>
国際物流拠点那覇地区	<p>①施設設備が老朽化しており、維持管理に苦慮しております。</p> <p>②アンケートからも構内の安全運転の徹底及び歩行者の安全確保について要望があり、これまで改善対策を講じてきましたが、さらなる安全対策を推進して参りたい</p>
IT津梁パーク施設	<p>今後は、建物が老朽化していくことに伴い設備等（空調、入退室管理システム、監視カメラ、自己発電機等）の不具合が発生してくることが想定される。そのため、県主管課と中長期修繕計画を調整し必要な予算措置が重要である。</p>
情報通信センター	使用電力量の急激な増加に伴う対応
コンベンションセンター	<p>指定管理が有期であるため、将来案件の利用者に対しての対応が懸念される。</p> <p>※利用者との信頼関係の構築や継続管理することで施設設備等の状況や管理ノウハウが蓄積される</p>

施設名称	指定管理について課題
万国津梁館	<p>夏季の催事閑散期間における施設稼働率向上 更なる利用催事のリピート率向上 経年劣化、耐用年数超過となる備品、設備の更新、及び、今後の大型修繕項目について早期実施（水回り設備、中央監視室システム（警報・照明）の設備更新/トイレ配管等）</p>
博物館美術館	<p>収支バランスの不均等。 仕様書どおり運営した場合の必要経費が十分に見積もられていない。 当初、県が見込んだほど観覧料収入はあがらないことが分かっているのに指定管理料の見直しが無い。</p>
奥武山総合運動場	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理期間が短いためPDCAサイクルが困難。 ・利用者ニーズに対して設置・管理に関する条例が追いついていない。 ・最低賃金上昇、近隣企業の人件費高騰に伴う委託料 ・人件費の増。雇用の不安定。
空手会館	<ul style="list-style-type: none"> ・収益拡大 ・マンパワー不足
県民広場地下駐車場	<p>売上額で計算される剰余納付金の制度。 人件費、修繕費、光熱水費の増加による収益悪化。 大規模修繕についての主管課との調整。 修繕費の1件の金額でのリスク分担だけでなく、年間総額での指定管理者としてのリスク分担も必要。 指定管理期間の延長による投資リスクの軽減。</p>
安座真海浜公園	<p>安全確保のため、監視員を配置し委託を行っているが高額の支出となる。天候の影響により収入が左右され、収支バランスの安定化が課題。</p>
宇堅海浜公園	<p>オフシーズンの利用者数の増加につながる新たな事業の検討など。</p>
宜野湾港マリーナ	<p>宜野湾港マリーナの課題としては、海上の係留施設の老朽化と、電気水道代の徴収の問題があり、契約艇が増えれば増えるほど、電気水道代が増大し、指定管理料への負担が大きくなる矛盾が生じています。電気水道代も30年前の料金設定なので現在の企画に合った料金改定が必要だと思われます。</p>
西原与那原マリパーク	<p>供用開始から12年経過、施設設備の老朽化（シャワー・防護柵・ナイター照明など）</p>
与那原マリーナ	<p>海上係留は順調だが、陸置場の収容が課題。観光関連の外国籍（主に台湾籍）が増えてきたことから、観光業界との連携が必要と考える。</p>
名護中央公園	<ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金上昇に伴う委託料・人件費の増。 ・期限が決められているため安定雇用が出来ない。
総合運動公園	<p>自主事業では、レクリエーションプール2階売店パーラー、レストラン「花」の1階にあるパーラー、他1箇所の直営を見込んで計画したが、現委託者との折り合いがつかず、平成29年度は断念した。 平成30年度は、レストラン「花」の1階にあるパーラーを再開し、稼働率アップに努め収入増を図りたい。 南エリアの大型遊具解放に伴い、来園者数も年々増加傾向にあるが、南エリアの駐車場が不足し毎週末混雑している状況である。</p>

施設名称	指定管理について課題
	夏場はレクレーションプールの開放もあり、お客様からのクレームも多い。その対策として、南エリアに駐車できない来園者に対し、中央口から南エリアまで園内無料循環バス（シャトルバス）を運行し送迎している。
浦添大公園	<ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金上昇に伴う委託料・人件費の増 ・利用者(観光客)増、新施設設置に伴う人員の増員。
海軍壕公園	施設・遊具の老朽化による修繕費の増 (遊具の大規模修繕・施設の空調設備・衛生設備の修繕費等の増)
平和祈念公園	最低賃金引き上げ等による人件費増及び委託費の高騰等に向けた予算確保。 事業の自由度の拡大。
バナナ公園	<ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金上昇に伴う委託料・人件費の増。 ・施設の老朽化による修繕費の増加。 ・国内外観光入域客増加による施設維持管理費負担増。
首里城公園	クルーズや修学旅行の団体が集中する際、周辺道路の渋滞や駐車場不足の声があることから、駐車場利用の平準化対策といった課題がある。 また、利用者の増にともない増える費用を抑さえる工夫が必要である。 更に、老朽化している施設の修繕については、優先順位を決めて実施するとともに、満足度を下げずに費用を抑え、事業収支をプラスに近づけることが課題。
奥武山公園	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理機関が短い為、PDCAサイクルが困難。 ・最低賃金上昇、近隣企業の人件費高騰に伴う委託料 ・人件費増。雇用の不安定。
中城公園	<ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金上昇に伴う委託料・人件費の増加。 ・利用者、特に外国人観光客の増加に伴う安全管理。 ・新規供用開始に伴う人員の増員。
県営住宅北部	老朽化している団地が多く、今後ますます経年劣化が進んでいくことから、緊急修繕、計画修繕など適切に修繕を図っていく必要がある。
県営住宅中部 A	老朽化している団地が多く、今後ますます経年劣化が進んでいくことから、緊急修繕、計画修繕など適切に修繕を図っていく必要がある。
県営住宅中部 B	老朽化している団地が多く、今後ますます経年劣化が進んでいくことから、緊急修繕、計画修繕など適切に修繕を図っていく必要がある。
県営住宅南部	老朽化している団地が多く、今後ますます経年劣化が進んでいくことから、緊急修繕、計画修繕など適切に修繕を図っていく必要がある。
県営住宅宮古	防火管理要領に基づき、1棟の居住者が50人以上の県営住宅に防火管理者を設置することとなっているが、入居者が防火管理者として協力していただくことは厳しい。
県営住宅八重山	・材料費が年々値上がりしている為、指定業者から修繕単価の見直しの声が上がっている。
名護青少年の家	利用者増に伴う委託料・人件費の増（清掃委託費の増、アルバイト等の増）、人材確保

施設名称	指定管理について課題
糸満青少年の家	<p>①委託料の増加。理由は法改正に伴い、貯湯槽清掃及び貯湯水水質検査、防火設備定期点検業務を新たに業務委託。</p> <p>館内大規模清掃も入れたいが予算確保が困難である。</p> <p>②施設の老朽化に伴い修繕料が増加傾向にある。利用者の満足度に影響を与えることも考えられる。</p>
石川青少年の家	<p>研修室や倉庫・体育館の補修工事の要請</p> <p>トイレ等の施設等の補修工事</p> <p>登山者のマナーが悪くなっている。外国人登山者とのコミュニケーションがうまくとれていない</p>
玉城青少年の家	<p>指定管理の期間が5か年であることから、職員の身分が不安定である。このことから、職員の確保に課題が残る。</p>
宮古青少年の家	<p>施設の老朽化による、修繕費の増、高額備品の補充等</p>
石垣青少年の家	<p>開所日数の増、利用者増に伴う人件費負担の増</p> <p>施設・設備の老朽化による維持管理費の増</p>

(3) 所管課への追加調査結果

① 「債務負担行為の設定及び期間」 (47施設対象)

債務負担行為の設定と期間	3年	4年	5年	必要ない
回答施設数	37施設	1施設	5施設	4施設

必要ない：県民広場地下駐車場、安座真・宇堅海浜公園、西原与那原マリパーク

4施設は指定管理料の無い独立採算型のため債務負担が不要。

債務負担行為の設定が必要な施設については、適切に設定されている。

② 「選考結果の公表状況」 (47施設対象)

選考結果の公表期間	半年未満	半年～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年以上	期間不明
回答施設数	14施設	2施設	7施設	4施設	7施設	7施設	6施設

※公開の終期が不明で、調査時点で公開中のものは、調査時点までの公開とした。

公表期間が最短2週間、最長：期限設定無し。

公表のファイル形式に配慮が必要なもの：住宅課 (6施設)

③ 「運用委員会開催日」 (検証結果を7月末提出)

運用委員会の開催日	7月末まで	8月中	9月中	10月中
回答施設数	18施設	21施設	5施設	1施設

8月開催：総務私学課、道路管理課、海岸防災課、港湾課、都市計画・モノレール課、住宅課

9月開催：青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課、情報産業振興課、文化振興課

10月開催：空手振興課

④ 「モニタリング実施結果の提出日と資料」 (提出期限：翌年度7月末)

提出した資料	提出時期	モニタリングシート	運用委員会による検証結果	労働条件自主点検表	徴収フロー図
7月提出	15施設	15施設	13施設 (9)	15施設	13施設
8月提出	15施設	15施設	15施設	15施設	8施設
9月提出	9施設	9施設	9施設	9施設	3施設
10月提出	5施設	5施設	5施設	5施設	1施設
11月提出	1施設	1施設	1施設	1施設	—

※下線：7月提出のうち6施設は運用委員会の開催前に提出。よって期限内は9施設。

資料不足で期限内に提出：道路管理課、海岸防災課、港湾課

8月提出：科学技術振興課、都市計画・モノレール課、生涯学習振興課

9月提出：青少年・子ども家庭課、情報産業振興課、住宅課

10月提出：総務私学課、MICE推進課、文化振興課、空手振興課

11月提出：平和援護・男女参画課

⑤ 「実施結果の公表日と資料」 (締め切り指定無し)

公表した資料	公表時期	モニタリングシート	運用委員会による検証結果	労働条件自主点検表	徴収フロー図
7月公表	4施設	4施設	4施設	2施設	—
8月～9月公表	26施設	26施設	25施設	25施設	9施設
10月以降公表	15施設	15施設	15施設	13施設	10施設

※下線 検証結果の公表が無い施設：石嶺児童園 (青少年・子ども家庭課)

公表に関する回答と公表状況に相違が見られる：平和創造の森公園 (環境再生課)、県民広場

地下駐車場 (道路管理課)、海軍壕公園、パンナ公園、中城公園 (都市計画・モノレール課)

(4) 指定管理者への追加調査結果

① 防火対象物の有無、用途

防火対象物の有無、用途	特定用途 防火対象物	非特定用途 防火対象物	どちらでも ない
防火管理者が必要	14施設	23施設	—
防火管理者が不要	1施設	3施設	4施設

用途が変更になっているが届出されていない：2施設（国際物流拠点那覇地区、平和祈念公園）
新規建物の届出がされていない：1施設（名護中央公園）

② 防火管理者の選任・届出

防火管理者の選任・届出	している	していない	必要ない
回答施設数	34施設	3施設	8施設

実施していない施設：名護中央公園、県営住宅宮古・八重山
義務は無いが実施している施設：海軍壕公園（計画、点検、訓練）

③ 消防計画の策定、届出

消防計画の策定・届出	している	していない	必要ない
回答施設数	33施設	4施設	8施設

実施していない施設：与那原マリーナ、名護中央公園、県営住宅宮古・八重山

④ 消防設備点検の要否、届出

消防設備点検の実施	している	していない	必要ない
回答施設数	34施設	3施設	8施設

実施していない施設：与那原マリーナ、名護中央公園、平和祈念公園

消防設備点検の届出	している	していない	必要ない
回答施設数	34施設	3施設	8施設

届出していない施設：与那原マリーナ、名護中央公園、平和祈念公園

※ 特定用途防火対象物は毎年報告が必要
非特定用途防火対象物は3年に1回の報告が必要

⑤ 消防訓練の要否、回数

消防要否、回数	1回	2回以上	していない	必要ない
特定用途防火対象物	2施設	12施設		1施設
非特定用途防火対象物	18施設	2施設	3施設	3施設
適用除外施設		1施設		3施設

実施していない：与那原マリーナ、県営住宅宮古、八重山

実施回数が不足：空手会館、宜野湾港マリーナ

⑥ 消防訓練の報告

所轄消防署への報告	している	していない	必要ない
回答施設数	30施設	7施設	8施設

報告していない：マリンパーク、与那原マリーナ、名護中央公園、総合運動公園、平和祈念公園、県営住宅宮古、八重山

2 沖縄県ホームページの調査結果

(1) 選定評価基準及び結果の公表状況

確認時点（平成30年10月）で18施設しか確認できなかった。また、平成29年度に選定した13施設のうち7施設で確認できない状況であった。

(2) モニタリング実施結果の公表

導入施設所管課及び総務部行政管理課ホームページにおいて確認時点で6施設の一部又は全部分の実施結果が確認できなかった。

モニタリング実施結果公表内容	モニタリングシート	運用委員会による検証結果	労働条件自主点検表	料金徴収フロー図
確認できた	39施設	43施設	30施設	11施設
確認できない・不十分	6施設			

すべて確認できない：平和援護・男女参画課（平和の礎）

一部が確認できない：青少年・子ども家庭課（石嶺児童園）、道路管理課（県民広場地下駐車場）、都市計画・モノレール課（海軍壕公園、バナナ公園、中城公園）

3 協定書の調査結果

(1) 協定事項（運用方針第5の4の(2)）

事項	具体的内容
基本的事項	施設の名称、所在地、指定期間
業務に関する事項	使用許可等権限の代行
事業計画に関する事項	差別的取扱の禁止（公平、公正な施設管理）、サービスの内容と質、必要な体制、施設の改修、物品等の帰属、全部委託の禁止
利用料金に関する事項	利用料金の項目、帰属先、減免、県が使用する場合の取扱
事業報告に関する事項	報告すべき内容、提出期限、財務諸表の提出
県が支払うべき管理費用に関する事項	支払額及び支払い方法、徴収の実績を管理費用に反映させる場合の算定方法、リスクに係る追加的支出の分担
指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項	計画・協定違反による自主的改善、是正勧告、指定の取消、損害賠償等
安全確保に関する事項	利用者、住民の安全確保
損害賠償責任保険等の加入に関する事項	管理物件の損傷、第三者への損害賠償責任、求償権、付保する保険
その他	不可抗力発生時の対応、個人情報保護、業務の引継に関する事項、原状回復義務、暴力団排除に関する事項、その他協定を締結することが適当な事項

上記の項目について、協定書を確認したところ、以下のとおりであった。

協定事項の確認	記載なし
全部委託の禁止	9施設
暴力団排除に関する事項	6施設

全部委託の禁止：科学技術振興課、青少年・子ども家庭課、ものづくり振興課、生涯学習振興課
暴力団排除：青少年・子ども家庭課、ものづくり振興課、生涯学習振興課

(2) 物品管理に関する事項

物品の管理について、台帳の作成及び報告について取扱いが異なっていた。

物品管理について	協定書別表のみで管理	指定管理者でも台帳作成	台帳作成及び報告	指定管理者の帰属・管理	管理物品無し
回答施設数	19施設	6施設	12施設	2施設	6施設

協定書別表のみで管理：平和援護・男女参画課、スポーツ振興課、道路管理課、都市計画・モノレール課、生涯学習振興課

指定管理者に帰属：海岸防災課

(3) 高額修繕の金額設定

高額修繕の金額設定	「少額」と記載	200千円	300千円	500千円	800千円	1,000千円以上
回答施設数	6施設	5施設	5施設	16施設	1施設	12施設

最高額：1,500千円（奥武山総合運動場）

4 モニタリングシートの調査結果

(1) 導入施設の単年度収支（平成29年度）

ア 単年度収支の上位5施設

施設名称	指定管理料	利用料収入	自主事業収入	収入総額	支出総額	事業収支
コンベンションセンター	65,691	347,175	21,529	434,395	369,721	64,674
万国津梁館	65,633	60,379	192,626	318,638	285,131	33,507
与那原マリーナ	40,000	-	28,581	68,581	39,866	28,715
県営住宅南部	108,292	-	-	697,571	682,067	15,504
公文書館	237,512	-	-	237,512	229,581	7,931

※ 県ホームページで公開されているモニタリングシートより作成
 単年度単施設収支のため、公開されている数値と一致しないものもある。

イ 単年度収支の下位5施設

施設名称	指定管理料	利用料収入	自主事業収入	収入総額	支出総額	事業収支
博物館美術館	302,470	75,239	108,657	486,365	528,304	-41,939
石嶺児童園	311,738	-	11,082	322,820	357,521	-34,701
首里城公園	140,360	101,496	15,552	257,408	268,808	-11,400
県営住宅八重山	17,000	-	-	96,290	102,427	-6,137
空手会館	63,000	9,746	10,644	83,390	88,619	-5,229

ウ 導入施設の種別毎の収支状況

公園施設

施設名称	指定管理料	利用料収入	自主事業収入	収入総額	支出総額	事業収支
バナナ公園	44,500	410	4,656	49,566	45,674	3,892
平和祈念公園	35,862	159	2,763	38,784	37,599	1,185
浦添大公園	31,000	48	5,226	36,274	35,234	1,040
名護中央公園	23,500	10	2,222	25,732	24,761	971
中城公園	26,500	45	3,859	30,404	29,470	934
海軍壕公園	14,591	2	1,174	16,972	16,822	150
平和創造の森公園	31,320	94	474	31,888	31,881	7
奥武山公園	49,000	2,295	959	59,765	59,764	1
首里城公園	140,360	101,496	15,552	257,408	268,808	-11,400

スポーツ・レジャー施設

施設名称	指定管理料	利用料収入	自主事業収入	収入総額	支出総額	事業収支
与那原マリーナ	40,000	-	28,581	68,581	39,866	28,715
宜野湾港マリーナ	60,480	-	37,188	122,976	115,677	7,299
奥武山総合運動場	187,000	40,594	10,136	237,731	234,219	3,512
西原与那原マリンパーク	-	21,444	118,081	139,525	137,068	2,457
総合運動公園	335,000	91,276	11,517	437,825	437,380	445
安座真海浜公園	-	7,543	29,877	39,374	39,363	11
宇堅海浜公園	-	3,459	18,357	23,496	23,512	-16
県民の森	22,588	3,930	1,427	27,945	28,604	-659
空手会館	63,000	9,746	10,644	83,390	88,619	-5,229

福祉・文教施設

施設名称	指定管理料	利用料収入	自主事業収入	収入総額	支出総額	事業収支
公文書館	237,512	-	-	237,512	229,581	7,931
平和の礎	20,634	-	0	23,525	23,525	0
石嶺児童園	311,738	-	11,082	322,820	357,521	-34,701
博物館美術館	302,470	75,239	108,657	486,365	528,304	-41,939

産業振興施設

施設名称	指定管理料	利用料収入	自主事業収入	収入総額	支出総額	事業収支
コンベンションセンター	65,691	347,175	21,529	434,395	369,721	64,674
万国津梁館	65,633	60,379	192,626	318,638	285,131	33,507
IT津梁パーク施設	64,837	-	0	64,837	63,905	932
バイオ産業振興センター	0	36,663	72	37,102	36,306	796
ライフサイエンス研究センター	10,808	43,431	2,040	56,279	55,581	698
健康バイオ研究開発センター	26,612	55,573	2,475	106,933	106,603	330
国際物流拠点那覇地区	92,075	-	0	92,075	91,817	258
情報通信センター	108,457	-	-	108,457	108,427	30

社会教育施設

施設名称	指定管理料	利用料収入	自主事業収入	収入総額	支出総額	事業収支
糸満青少年の家	37,989	7,203	4,450	49,642	46,433	3,209
石垣青少年の家	34,819	2,199	826	37,844	35,381	2,463
玉城青少年の家	37,111	2,399	1,886	41,396	40,138	1,258
石川青少年の家	37,887	2,362	3,437	43,686	43,686	0
宮古青少年の家	36,392	663	638	37,693	39,588	-1,895
名護青少年の家	36,051	4,030	3,026	43,107	47,600	-4,493

県営住宅

施設名称	指定管理料	利用料収入	自主事業収入	収入総額	支出総額	事業収支
県営住宅南部	108,292	-	-	697,571	682,067	15,504
県営住宅中部A	56,588	-	-	352,158	344,415	7,743
県営住宅中部B	51,203	-	-	318,453	316,103	2,350
県営住宅北部	15,551	-	-	78,801	77,302	1,499
県営住宅宮古	16,000	-	-	134,876	134,876	0
県営住宅八重山	17,000	-	-	96,290	102,427	-6,137

その他の施設

施設名称	指定管理料	利用料収入	自主事業収入	収入総額	支出総額	事業収支
県民広場地下駐車場	0	125,165	0	125,165	121,657	3,508
男女共同参画センター	58,000	22,428	1,639	82,067	78,560	3,507
総合福祉センター	75,650	16,335	242	92,227	95,264	-3,037

(2) 施設の経営分析指標（平成29年度）

モニタリングシートから経営分析指標を抽出したところ、記載を省略したものや、計算の根拠となる数値に一貫性が無いことから、再度計算し直し、種別毎に記載した。

公園施設の経営分析指標

施設名称	事業収支 (千円)	利用料 金比率	人件費 比率	外部委託 費比率	管理コスト (円)	自治体負担 コスト (円)
平和創造の森公園	7	0.3%	54.4%	17.2%	369	363
名護中央公園	971	0.0%	50.5%	14.5%	208	197
浦添大公園	1,040	0.1%	31.9%	41.3%	109	96
海軍壕公園	150	0.0%	17.9%	44.2%	273	237
平和祈念公園	1,185	0.4%	23.3%	51.3%	30	29
バナナ公園	3,892	0.8%	45.2%	25.3%	81	78
首里城公園	-11,400	39.4%	30.9%	51.5%	94	49
奥武山公園	1	3.8%	15.5%	47.7%	68	56
中城公園	934	0.1%	45.7%	30.1%	148	133

スポーツ・レジャー施設の経営分析指標

施設名称	事業収支 (千円)	利用料 金比率	人件費 比率	外部委託 費比率	管理コスト (円)	自治体負担 コスト (円)
県民の森	-659	14.1%	65.9%	13.2%	169	133
奥武山総合運動場	3,512	17.1%	26.1%	31.4%	484	386
空手会館	-5,229	11.7%	44.5%	24.3%	1,328	944
安座真海浜公園	11	19.2%	16.4%	35.9%	576	0
宇堅海浜公園	-16	14.7%	47.6%	1.8%	478	0
宜野湾港マリーナ	7,299	0.0%	28.0%	10.9%	229,974	120,239
西原与那原マリパーク	2,457	15.4%	37.7%	11.4%	161	0
与那原マリーナ	28,715	0.0%	49.1%	25.3%	972,341	975,610
総合運動公園	445	20.8%	36.9%	28.0%	477	365

福祉・文化施設の経営分析指標

施設名称	事業収支 (千円)	利用料 金比率	人件費 比率	外部委託 費比率	管理コスト (円)	自治体負担 コスト (円)
公文書館	7,931	0.0%	61.2%	7.2%	2,396	2,479
石嶺児童園	-34,701	0.0%	62.5%	2.1%	4,369,070	3,809,581
平和の礎	0	0.0%	50.4%	32.8%	19	16
博物館美術館	-41,939	15.5%	17.8%	35.0%	1,038	594

産業振興施設の経営分析指標

施設名称	事業収支 (千円)	利用料 金比率	人件費 比率	外部委託 費比率	管理コスト (円)	自治体負担 コスト (円)
ライフサイエンス研究センター	698	77.2%	55.8%	28.3%	4,631,750	900,667
健康バイオ研究開発センター	330	52.0%	30.6%	23.4%	7,614,500	1,900,857
バイオ産業振興センター	796	98.8%	61.4%	19.8%	2,420,400	0
国際物流拠点那覇地区	258	0.0%	11.8%	78.2%	5,100,944	5,115,278
IT津梁パーク施設	932	0.0%	36.5%	54.9%	2,203,621	2,235,759
情報通信センター	30	0.0%	12.8%	83.4%	21,685,400	21,691,400
コンベンションセンター	64,674	79.9%	16.0%	50.7%	638	113
万国津梁館	33,507	18.9%	15.5%	20.5%	10,959	2,523

社会教育施設の経営分析指標

施設名称	事業収支 (千円)	利用料 金比率	人件費 比率	外部委託 費比率	管理コスト (円)	自治体負担 コスト (円)
名護青少年の家	-4,493	9.3%	51.8%	12.1%	1,405	1,064
糸満青少年の家	3,209	14.5%	43.7%	17.0%	885	724
石川青少年の家	0	5.4%	43.4%	29.6%	1,123	974
玉城青少年の家	1,258	5.8%	45.6%	20.7%	1,264	1,169
宮古青少年の家	-1,895	1.8%	69.0%	8.8%	1,595	1,466
石垣青少年の家	2,463	5.8%	63.3%	6.8%	1,279	1,259

県営住宅の経営分析指標

施設名称	事業収支 (千円)	利用料 金比率	人件費 比率	外部委託 費比率	管理コスト (円)	自治体負担 コスト (円)
県営住宅北部	1,499	0.0%	11.6%	1.6%	73,411	14,768
県営住宅中部A	7,743	0.0%	9.0%	1.2%	94,154	15,470
県営住宅中部B	2,350	0.0%	10.0%	1.3%	90,548	14,667
県営住宅南部	15,504	0.0%	8.3%	1.3%	95,917	15,229
県営住宅宮古	0	0.0%	8.5%	0.0%	132,361	15,702
県営住宅八重山	-6,137	0.0%	10.6%	0.0%	94,229	15,639

その他の施設の経営分析指標

施設名称	事業収支 (千円)	利用料 金比率	人件費 比率	外部委託 費比率	管理コスト (円)	自治体負担 コスト (円)
総合福祉センター	-3,073	17.7%	20.3%	42.1%	355	282
男女共同参画センター	3,507	27.3%	53.9%	15.4%	476	352
県民広場地下駐車場	3,508	100.0%	15.4%	7.5%	632	0

平成30年度行政監査「指定管理者制度の運用状況について」調査票1(所管課用)

作成者所属	
作成者職・氏名	
施設の名称	

平成29年度の指定管理の状況について記載願います

No	調査項目	回答
	指定管理者の名称	
	指定管理期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
1	年度協定書は締結しましたか	はい いいえ
2	年度計画書・収支計画書を確認しましたか	はい いいえ
3	危機管理行動計画・マニュアルを確認しましたか	はい いいえ
4	指定管理者からの緊急連絡に対応できる体制を整備しましたか	はい いいえ
5	利用者の安全対策は図られていましたか	はい いいえ 例()
6	施設等の安全対策は図られていましたか	はい いいえ 例()
7	管理物品一覧表を確認(県の備品登録との照合)しましたか	はい いいえ
8	備品の稼働状況や稼働率を確認しましたか	はい いいえ
9	遊休備品の整理(廃棄・所管換等)を行いましたか	はい いいえ
10	月報等を基に実地調査を行いましたか	はい ()回 いいえ
11	連絡調整会議を開催しましたか	はい ()回 いいえ
12	指定管理者への指導を行いましたか	はい 指導内容() いいえ
13	職員の労働条件は適切ですか (最低賃金・社保加入等)	はい いいえ
14	外部への委託(再委託)等の契約手続に課題はありましたか	ある 内容() ない
15	事務処理・経理処理に課題はありましたか	ある 内容() ない
16	指定管理者が作成したモニタリングシートを精査しましたか	はい いいえ
17	指定管理者が行ったアンケート調査実施状況、回答数は十分ですか	はい いいえ
18	所管課での苦情対応(件数、状況)	件数() 状況()

No	調査項目	回答
19	所管課で利用者に対するアンケートを実施しましたか	はい いいえ ※実施状況等について資料提供をお願いします
20	アンケート調査・苦情対応の結果はサービス向上に反映されていますか	はい いいえ
	次の資料提供をお願いします	基本協定書、年度協定書、モニタリングシート
以下の問いについては、指定管理開始後の状況について回答願います		
21	指定管理は何期目ですか	期目
22	基本協定書の内容又は、定めのないことについて協議をしましたか	はい いいえ 内容()
23	更新時に基本協定書の内容を変更をしましたか	はい いいえ 内容()
24	利用料金の設定は適切ですか	はい いいえ
25	減免した利用料の補填実績・検討状況について	ある ない 検討した 検討していない
26	指定管理前・前回指定管理との費用の比較と理由	上がった 下がった 変わらない 理由()
27	新規自主事業について検討しましたか	はい いいえ 内容()
28	県債償還の実績はありますか (公の施設の指定管理者制度に関する運用方針 第4__1__(5)__③、④参照)	はい いいえ
29	運用委員会による実施結果の検証は十分ですか	はい いいえ
30	指定の取消、業務の停止措置等の事例について	ある ない 内容・理由()
31	修繕計画は作成していますか	はい いいえ
32	修繕計画に沿った予算の確保はできていますか	はい いいえ
33	修繕の限度額について検討しましたか	はい いいえ 内容()
34	指定管理期間の妥当性を検討しましたか	はい いいえ
35	指定管理料の改定を検討しましたか	はい いいえ
36	指定管理の状況の評価	
37	当該施設の指定管理の課題	

調査票1(所管課用)集計結果

調査項目	回答									
	-									
指定管理者の名称										
指定管理期間	5年	35	4年	1	3年	11				
① 年度協定書は締結しましたか	はい		43	いいえ		2				
② 年度計画書・収支計画書を確認しましたか	はい		45	いいえ						
③ 危機管理行動計画・マニュアルを確認しましたか	はい	35	いいえ	4	提出・確認不要	6				
④ 指定管理者からの緊急連絡に対応できる体制を整備しましたか	はい		41	いいえ		4				
⑤ 利用者の安全対策は図られていましたか	はい		45	いいえ						
⑥ 施設等の安全対策は図られていましたか	はい		45	いいえ						
⑦ 管理物品一覧表を確認(県の備品登録との照合)しましたか	はい	32	いいえ	4	確認不要・備品無し	9				
⑧ 備品の稼働状況や稼働率を確認しましたか	はい	22	いいえ	15	備品無し	8				
⑨ 遊休備品の整理(廃棄・所管換等)を行いましたか	はい	22	いいえ	22	無回答	1				
⑩ 月報等を基に実地調査を行いましたか	はい		34	いいえ		11				
⑪ 連絡調整会議を開催しましたか	はい		33	いいえ		12				
⑫ 指定管理者への指導を行いましたか	はい		30	いいえ		15				
⑬ 職員の労働条件は適切ですか (最低賃金・社保加入等)	はい		45	いいえ						
⑭ 外部への委託(再委託)等の契約手続に課題はありましたか	ある		10	ない		35				
⑮ 事務処理・経理処理に課題はありましたか	ある		8	ない		37				
⑯ 指定管理者が作成したモニタリングシートを精査しましたか	はい		45	いいえ						
⑰ 指定管理者が行ったアンケート調査実施状況、回答数は十分ですか	はい	28	いいえ	16	無回答	1				
⑱ 所管課での苦情対応(件数、状況)	0回	17	1回～5回	12	10回以上	7	統計無し・無回答	9		
⑲ 所管課で利用者に対するアンケートを実施しましたか	はい		4	いいえ		41				
⑳ アンケート調査・苦情対応の結果はサービス向上に反映されていますか	はい	44	いいえ		無回答	1				
次の資料提供をお願いします基本協定書、年度協定書、モニタリングシート										
㉑ 指定管理は何期目ですか	1期	4	2期	12	3期	3	4期	21	5期	5
㉒ 基本協定書の内容又は、定めのないことについて協議をしましたか	はい		13	いいえ		32				
㉓ 更新時に基本協定書の内容を変更しましたか	はい	27	いいえ	16	未更新	2				
㉔ 利用料金の設定は適切ですか	はい	31	いいえ		利用料金無し	14				
㉕ 減免した利用料の補填実績について	ある		31	ない		14				
補填に係る検討状況について(上記の「ない」と回答した31施設)	した		24	していない		7				
㉖ 指定管理前・前回指定管理との費用の比較と理由	上がった		30	下がった		7	変わらない			
㉗ 新規自主事業について検討しましたか	はい	18	いいえ	25	無回答	2				
㉘ 県債償還の実績はありますか	はい		5	いいえ		40				
㉙ 運用委員会による実施結果の検証は十分ですか	はい		45	いいえ						
㉚ 指定の取消、業務の停止措置等の事例について	ある			ない		45				
㉛ 修繕計画は作成していますか	はい		39	いいえ		6				
㉜ 修繕計画に沿った予算の確保はできていますか	はい		35	いいえ		10				
㉝ 修繕の限度額について検討しましたか	はい	16	いいえ	28	無回答	1				
㉞ 指定管理期間の妥当性を検討しましたか	はい		43	いいえ		2				
㉟ 指定管理料の改定を検討しましたか	はい		27	いいえ		18				
㊱ 指定管理の状況の評価	適正・良好	15	概ね良好	23	改善要す	7				
㊲ 当該施設の指定管理の課題										

平成30年度行政監査「指定管理者制度の運用状況について」調査票2(指定管理者用)

作成者所属	
作成者職・氏名	
電話番号	
施設の名称	

平成29年度の指定管理の状況について記載願います(1~24)

No	調査項目	回答			
1	年度計画書・収支計画書を作成しましたか	はい	いいえ		
2	外部委託(再委託)の事前申請をしましたか	はい	いいえ		
3	危機管理行動計画・マニュアルを作成しましたか	はい	いいえ		
4	緊急連絡体制を整備しましたか	はい	いいえ		
5	利用者の安全対策を図りましたか	はい	いいえ 対策例()		
6	施設等の安全対策を図りましたか	はい	いいえ 対策例()		
7	管理物品一覧表を作成しましたか	はい	いいえ		
8	備品の廃棄、遊休備品の整理を報告しましたか	はい	いいえ		
9	備品の稼働状況や稼働率を把握していますか	はい	いいえ		
10	遊休資産・備品等の活用計画はありますか	ある	ない		
11	日報・月報・上半期・年報は期日までに提出しましたか	はい	いいえ		
12	連絡調整会議は開催しましたか	はい ()回	いいえ		
13	連絡調整会議の議題・開催方法等について課題はありますか	ある	ない 内容()		
14	所管課の指導はありましたか	あった ()回	なかった		
15	職員の労働条件は適切でしたか (最低賃金・社保加入等)	はい	いいえ		
16	人件費総額(常勤・非常勤)はいくらでしたか				円
17	常勤職員数、非常勤職員数、常勤換算後の非常勤職員数(下記計算式参照)	常勤職員数①	非常勤職員数②	②の常勤換算	
	$\frac{\text{週の勤務時間}}{40\text{時間}} \times \text{雇用期間(月、週、日)}$ 12月、52週、365日	人	人	.00人	
18	非常勤職員の雇用形態を教えてください (複数回答可)	パート、アルバイト、兼任・併任、その他()			

No	調査項目	回答
19	外部委託先はどのように選定しましたか	入札・複数見積・その他()
20	委託内容・金額を教えてください (資料添付による省略可)	円
		円
		円
		円
21	外部委託について課題はありますか	内容(ある ない)
22	利用料金の減免規定はありますか	ある ない
23	利用料金の減免実績はありましたか (資料添付による省略可)	件数、金額(ある ない 円)
24	減免した利用料金の補填を受けた実績はありましたか	件数、金額(ある ない 円)
以下の問いについては、指定管理期間の状況について回答願います(25～41)		
25	基本協定書の内容又は、定めのないことについて協議しましたか	内容(はい いいえ)
26	基本協定書に指定管理者の意見は十分に反映されていますか	はい いいえ
27	利用料金の設定は適切ですか	はい いいえ
28	自主事業拡充への課題	内容(ある ない)
29	モニタリングシートに意見はありますか	内容(ある ない)
30	アンケート調査実施状況、回答数は十分ですか	はい いいえ
31	苦情対応について実績はありましたか	内容(ある ない)
32	アンケート調査・苦情対応の結果をサービス向上に反映しましたか	内容(はい いいえ)
33	類似施設との情報共有をしましたか	施設名(した しなかった)
34	運用委員会による検証は十分ですか	はい いいえ
35	修繕計画に沿った修繕はできましたか	できた できなかった
36	高額修繕の協議は行いましたか	はい いいえ
37	修繕の限度額・修繕計画見直しについて協議しましたか	はい いいえ
38	指定管理期間は妥当と考えますか	はい いいえ 望ましい指定管理期間()年
39	指定管理料の改定について提案・協議しましたか	はい いいえ
40	指定管理の状況について自己評価してください	
41	指定管理について課題を挙げてください	

調査票2(指定管理者用)集計結果

No	調査項目	回答						
		はい		いいえ				
①	年度計画書・収支計画書を作成しましたか	はい	45	いいえ				
②	外部委託(再委託)の事前申請をしましたか	はい	43	いいえ	2			
③	危機管理行動計画・マニュアルを作成しましたか	はい	44	いいえ	1			
④	緊急連絡体制を整備しましたか	はい	45	いいえ				
⑤	利用者の安全対策を図りましたか	はい	45	いいえ				
⑥	施設等の安全対策を図りましたか	はい	45	いいえ				
⑦	管理物品一覧表を作成しましたか	はい	32	いいえ	6	作成不要 備品無し	7	
⑧	備品の廃棄、遊休備品の整理を報告しましたか	はい	28	いいえ	11	備品無し	6	
⑨	備品の稼働状況や稼働率を把握していますか	はい	27	いいえ	12	備品無し	6	
⑩	遊休資産・備品等の活用計画はありますか	ある	5	ない			40	
⑪	日報・月報・上半期・年報は期日までに提出しましたか	はい	45	いいえ				
⑫	連絡調整会議は開催しましたか	はい	34	いいえ			11	
⑬	連絡調整会議の議題・開催方法等について課題はありますか	ある	13	ない			32	
⑭	所管課の指導はありましたか	あった	30	なかった			15	
⑮	職員の労働条件は適切でしたか (最低賃金・社保加入等)	はい	45	いいえ				
⑯	人件費総額(常勤・非常勤)はいくらでしたか							
⑰	常勤職員数、非常勤職員数、常勤換算後の非常勤職員数	常勤職員数①	非常勤職員数②	②の常勤換算				
		人	人	.00人				
⑱	非常勤職員の雇用形態を教えてください (複数回答可)	パート、アルバイト、兼任・併任、 その他()						
⑲	外部委託先はどのように選定しましたか	入札・複数見積・その他()						
⑳	委託内容・金額を教えてください							
㉑	外部委託について課題はありますか	ある	17	ない			28	
㉒	利用料金の減免規定はありますか	ある	28	ない・利用料金無し			17	
㉓	利用料金の減免実績はありましたか	ある	25	ない・利用料金無し			20	
㉔	減免した利用料金の補填を受けた実績はありましたか	ある		ない			45	
㉕	基本協定書の内容又は、定めのないことについて協議しましたか	はい	22	いいえ			23	
㉖	基本協定書に指定管理者の意見は十分に反映されていますか	はい	36	いいえ			9	
㉗	利用料金の設定は適切ですか	はい	24	ない・利用料金無し			21	
㉘	自主事業拡充への課題	ある	26	ない			19	
㉙	モニタリングシートに意見はありますか	ある	11	ない			34	
㉚	アンケート調査実施状況、回答数は十分ですか	はい	35	いいえ			10	
㉛	苦情対応について実績はありましたか	ある	39	ない			6	
㉜	アンケート調査・苦情対応の結果をサービス向上に反映しましたか	はい	43	いいえ・無回答			2	
㉝	類似施設との情報共有をしましたか	した	41	しなかった			4	
㉞	運用委員会による検証は十分ですか	はい	43	いいえ			2	
㉟	修繕計画に沿った修繕はできましたか	できた	38	できなかった			7	
㊱	高額修繕の協議は行いましたか	はい	39	いいえ			6	
㊲	修繕の限度額・修繕計画見直しについて協議しましたか	はい	32	いいえ			13	
㊳	指定管理期間は妥当と考えますか	はい	28	いいえ			17	
㊴	指定管理料の改定について提案・協議しましたか	はい	19	いいえ			26	
㊵	指定管理の状況について自己評価してください							
㊶	指定管理について課題を挙げてください							

平成 30 年度行政監査「指定管理者制度の運用状況について」
所管課 追加調査

課 名：

施設名：

1 債務負担行為の設定

平成 年設定（ 年度～ 年度） 必要ない

2 指定管理者の選考結果の公表

公表の手段 HP 公報 その他（ ）
公表期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

3 指定管理者制度運用委員会の開催日（検証）

平成 30 年 月 日

4 モニタリング実施結果の提出

提出日 平成 30 年 月 日
提出資料 モニタリングシート、労働条件自主点検表、検証結果、
料金徴収フロー図、その他（ ）

5 モニタリング実施結果の公表

HP公開日 平成 30 年 月 日
公表資料 モニタリングシート、労働条件自主点検表、検証結果、
料金徴収フロー図、その他（ ）

ご協力ありがとうございました

平成30年度行政監査 追加調査 (所管課) 回答一覧

施設名称	所管課	債務負担行為			選考結果の公表			運用委員会開催日	実施結果の提出					実施結果の公表					
		設定年度	期間	手段	始期	終期	提出日		検証結果	モニタリング	労働条件点検	徴収フロー	その他	公開日	検証結果	モニタリング	労働条件点検	徴収フロー	その他
1 公文書館	総務私学課	H27	H28～H32	HP	H28.11.16	H29.4.30	H30.8.30	H30.10.22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 ライフサイエンス研究センター	科学技術振興課	H27	H28～H32	HP	H27.11.17	終期不明	H30.7.18	H30.8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 平和創造の森公園	環境再生課	H29	H30～H34	HP	H29.11.20	公開中	H30.7.13	H30.7.31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 総合福祉センター	福祉政策課	H26	H27～H31	HP	H26.11.13	不明	H30.7.24	H30.7.31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 石嶺児童園	青少年・子ども家庭課	H29	H30～H34	HP	H29.11.20	公開中	H30.9.10	H30.9.26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 平和の礎	平和援護・男女参画課	H26	H27～H31	HP	H26.12.12	H26.12.25	H30.9.12	H30.11.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 男女共同参画センター	平和援護・男女参画課	H26	H27～H31	HP	H26.12.18	公開中	H30.7.10	H30.7.26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8 県民の森	森林管理課	H29	H30～H34	HP	H29.11.21	H30.3.31	H30.7.10	H30.7.10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9 健康バイオ研究開発センター	ものづくり振興課	H29	H30～H34	HP	H29.11.17	H30.3.31	H30.7.20	H30.7.30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10 バイオ産業振興センター	ものづくり振興課	H28	H29～H33	HP	H28.11.28	H29.11.28	H30.7.20	H30.7.30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11 国際物流拠点那覇地区	企業立地推進課	H27	H28～H32	HP	H27.12.8	公開中	H30.7.27	H30.7.30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12 航空機整備施設	企業立地推進課	H30	H30～H34	HP	H30.2.13	H30.4.30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 国際物流拠点うるま地区	企業立地推進課	H30	H30～H34	HP	H30.2.22	H30.3.31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14 IT津梁パーク施設	情報産業振興課	H27	H28～H32	HP	H27.12.2	H30.12.2	H30.9.3	H30.9.25	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15 情報通信センター	情報産業振興課	H29	H30～H34	HP	H29.11.24	H34.11.24	H30.9.3	H30.9.25	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16 コンベンションセンター	MICE推進課	H27	H27～H31	HP	H26.12.16	H27.8.31	H30.7.30	H30.10.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17 万国津梁館	MICE推進課	H27	H27～H31	HP	H26.12.16	H27.8.31	H30.7.30	H30.10.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18 博物館美術館	文化振興課	H28	H28～H32	HP	H27.11.16	H28.11.20	H30.9.13	H30.10.16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19 奥武山総合運動場	スポーツ振興課	H29	H30～H32	HP	H29.11.24	H31.3.31	H30.7.20	H30.7.30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20 空手会館	空手振興課	H29	H29～H31	HP	H28.9.12	公開中	H30.10.4	H30.10.22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21 県民広場地下駐車場	道路管理課	不要		HP	H27.11	不明	H30.8.2	H30.7.18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22 安座真海浜公園	海岸防災課	不要		HP	H28.11.25	公開中	H30.8.2	H30.7.31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23 宇堅海浜公園	海岸防災課	不要		HP	H28.11.25	公開中	H30.8.2	H30.7.31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24 直野湾マリーナ	港湾課	H29	H30～H34	HP	H29.11.21	不明	H30.8.2	H30.7.30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

平成30年度行政監査 追加調査 (所管課) 回答一覧

施設名称	所管課	債務負担行為			選考結果の公表			運用委員会開催日	実施結果の提出				実施結果の公表						
		設定年度	期間	手段	始期	終期	提出日		検証結果	モニタリング	労働条件点検	徴収フロー	その他	公開日	検証結果	モニタリング	労働条件点検	徴収フロー	その他
25 西原与那原マリノパーク	港湾課	不要		HP	H28.1.20	不明	H30.8.2	H30.7.30	○	○	○	○	H30.8.22	○	○	○	○		
26 与那原マリーナ	港湾課	H27	H28~H30	HP	H28.2.16	不明	H30.8.2	H30.7.30	○	○	○	○	H30.8.22	○	○	○	○		
27 名護中央公園	都市計画・モ ノレール課	H26	H27~H31	HP	H27.7.9	H30.7.9	H30.8.1	H30.8.1	○	○	○	○	H30.10.23	○	○	○	○		
28 総合運動公園	都市計画・モ ノレール課	H26	H27~H31	HP	H27.2.13	H27.3.31	H30.8.1	H30.8.1	○	○	○	○	H30.10.23	○	○	○	○		
29 浦添大公園	都市計画・モ ノレール課	H26	H27~H31	HP	H27.2.13	H27.3.31	H30.8.1	H30.8.1	○	○	○	○	H30.10.23	○	○	○	○		
30 海軍壕公園	都市計画・モ ノレール課	H26	H27~H31	HP	H27.7.9	H30.7.9	H30.8.1	H30.8.1	○	○	○	○	H30.10.23	○	○	○	○		
31 平和祈念公園	都市計画・モ ノレール課	H26	H27~H31	HP	H27.7.9	H30.7.9	H30.8.1	H30.8.1	○	○	○	○	H30.10.23	○	○	○	○		
32 パンナ公園	都市計画・モ ノレール課	H26	H27~H31	HP	H27.7.9	H30.7.9	H30.8.1	H30.8.1	○	○	○	○	H30.10.23	○	○	○	○		
33 首里城公園	都市計画・モ ノレール課	H26	H27~H30	HP	H27.7.9	H30.7.9	H30.8.1	H30.8.1	○	○	○	○	H30.10.23	○	○	○	○		
34 奥武山公園	都市計画・モ ノレール課	H29	H30~H32	HP	H29.11.24	公開中	H30.7.20	H30.7.20	○	○	○	○	H30.10.23	○	○	○	○		
35 中城公園	都市計画・モ ノレール課	H29	H30~H32	HP	H29.11.24	公開中	H30.8.1	H30.8.1	○	○	○	○	H30.10.23	○	○	○	○		
36 県営住宅北部	住宅課	H26	H27~H31	HP	H27.1.8	H31.3.31	H30.8.1	H30.9.3	○	○	○	○	H30.9.4	○	○	○	○		
37 県営住宅中部A	住宅課	H26	H27~H31	HP	H27.1.8	H31.3.31	H30.8.1	H30.9.3	○	○	○	○	H30.9.4	○	○	○	○		
38 県営住宅中部B	住宅課	H26	H27~H31	HP	H27.1.8	H31.3.31	H30.8.1	H30.9.3	○	○	○	○	H30.9.4	○	○	○	○		
39 県営住宅南部	住宅課	H26	H27~H31	HP	H27.1.8	H31.3.31	H30.8.1	H30.9.3	○	○	○	○	H30.9.4	○	○	○	○		
40 県営住宅宮古	住宅課	H26	H27~H31	HP	H27.1.8	H31.3.31	H30.8.1	H30.9.3	○	○	○	○	H30.9.4	○	○	○	○		
41 県営住宅八重山	住宅課	H26	H27~H31	HP	H27.1.8	H31.3.31	H30.8.1	H30.9.3	○	○	○	○	H30.9.4	○	○	○	○		
42 名護青少年の家	生涯学習振興 課	H29	H30~H34	HP	H29.11.1	H30.3.31	H30.8.24	H30.8.24	○	○	○	○	H30.8.28	○	○	○	○		
43 糸満青少年の家	生涯学習振興 課	H29	H30~H34	HP	H29.11.1	H30.3.31	H30.8.24	H30.8.24	○	○	○	○	H30.8.28	○	○	○	○		
44 石川青少年の家	生涯学習振興 課	H25	H26~H30	HP	H25.11.13	H26.3.31	H30.8.24	H30.8.24	○	○	○	○	H30.8.28	○	○	○	○		
45 玉城青少年の家	生涯学習振興 課	H25	H26~H30	HP	H25.11.13	H26.3.31	H30.8.24	H30.8.24	○	○	○	○	H30.8.28	○	○	○	○		
46 宮古青少年の家	生涯学習振興 課	H26	H27~H31	HP	H26.11.18	H27.3.31	H30.8.24	H30.8.24	○	○	○	○	H30.8.28	○	○	○	○		
47 石垣青少年の家	生涯学習振興 課	H26	H27~H31	HP	H26.11.18	H27.3.31	H30.8.24	H30.8.24	○	○	○	○	H30.8.28	○	○	○	○		

平成 30 年度行政監査「指定管理者制度の運用状況について」

指定管理者 追加調査

(法：消防法、令：消防法施行令)

施設名称：

以下の質問は、平成 29 年度の状況について回答願います

1 管理している施設は (令別表第 1 参照)

特定用途防火対象物 非特定用途防火対象物 どちらでもない

2 防火管理者の選任・届出 (法第 8 条)

している していない 必要ない

※届出書の第一面の写しを添付してください(変更がない場合は過年度の届出)

3 消防計画の作成・届出 (法第 8 条、令第 3 条の 2)

している していない 必要ない

※届出書の第一面の写しを添付してください

4 消防用設備の点検 (平成 16 年消防庁告示第 9 号)

している していない 必要ない

※点検結果の第一面の写しを添付してください

5 消火、通報、避難訓練 (法第 8 条第 1 項、令第 3 条の 2 第 2 項)

2 回以上実施 1 回実施 していない 必要ない

6 所轄消防署への訓練の報告

している していない 必要ない

※報告書の第一面の写しを添付してください

ご協力ありがとうございました

平成30年度行政監査 追加調査（指定管理者） 回答一覧

No.	施設名称	防火対象施設用途		管理者の選任・届出	消防計画作成・届出	消防設備点検・届出	消防訓練	消防訓練報告
1	公文書館	非特定		している	している	している	1回	している
2	ライフサイエンス研究センター	非特定		している	している	している	1回	している
3	平和創造の森公園	該当無し		不要	不要	不要	不要	不要
4	総合福祉センター	非特定		している	している	している	2回以上	している
5	石嶺児童園		特定防火対象物	している	している	している	2回以上	している
6	平和の礎	該当無し		不要	不要	不要	不要	不要
7	男女共同参画センター		特定防火対象物	している	している	している	2回以上	している
8	県民の森	非特定		している	している	している	2回以上	している
9	健康バイオ研究開発センター	非特定		している	している	している	1回	している
10	バイオ産業振興センター	非特定		している	している	している	1回	している
11	国際物流拠点那覇地区	非特定		している	している	している	1回	している
12	航空機整備施設	-	-	-	-	-	-	-
13	国際物流拠点うるま地区	-	-	-	-	-	-	-
14	IT津梁パーク施設	非特定		している	している	している	1回	している
15	情報通信センター	非特定		している	している	している	1回	している
16	コンベンションセンター		特定防火対象物	している	している	している	2回以上	している
17	万国津梁館		特定防火対象物	している	している	している	2回以上	している
18	博物館美術館	非特定		している	している	している	1回	している
19	奥武山総合運動場		特定防火対象物	している	している	している	2回以上	している
20	空手会館		特定防火対象物	している	している	している	1回	している
21	県民広場地下駐車場	非特定		している	している	している	1回	している
22	安座真海滨公園	非特定	収容人員30人未満	不要	不要	不要	不要	不要
23	宇堅湾海滨公園	非特定	該当無し	不要	不要	不要	不要	不要
24	宜野湾港マリナー		特定防火対象物	している	している	している	1回	している
25	西原与那原マリナーパーク	非特定		している	している	している	1回	していない
26	与那原マリナー	非特定		している	していない	していない	していない	していない
27	名護中央公園	非特定		していない	していない	していない	1回	していない
28	総合運動公園	非特定		している	している	している	1回	していない
29	浦添大公園	特定防火対象物	収容人員30人未満	していない	していない	していない	1回	している
30	海軍壕公園	該当無し		している	している	している	2回以上	不要
31	平和祈念公園	非特定	特定で届出	している	している	していない	1回	していない
32	バナナ公園	非特定		している	している	している	1回	している
33	首里城公園		特定防火対象物	している	している	している	2回以上	している
34	奥武山公園	該当無し		不要	不要	不要	不要	不要
35	中城公園	非特定	収容人員50人未満	不要	不要	不要	1回	不要
36	県営住宅北部	非特定		している	している	している	1回	している
37	県営住宅中部A	非特定		している	している	している	1回	している
38	県営住宅中部B	非特定		している	している	している	1回	している
39	県営住宅南部	非特定		している	している	している	1回	している
40	県営住宅宮古	非特定		していない	していない	している	していない	していない
41	県営住宅八重山	非特定		していない	していない	している	していない	していない
42	名護青少年の家		特定防火対象物	している	している	している	2回以上	している
43	糸満青少年の家		特定防火対象物	している	している	している	2回以上	している
44	石川青少年の家		特定防火対象物	している	している	している	2回以上	している
45	玉城青少年の家		特定防火対象物	している	している	している	2回以上	している
46	宮古青少年の家		特定防火対象物	している	している	している	2回以上	している
47	石垣青少年の家		特定防火対象物	している	している	している	2回以上	している

○地方自治法(抜粋)

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないときと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

目次

第1 趣旨	1
1 指定管理者制度とは	1
2 公の施設とは	1
3 指定管理者制度運用の基本的な流れ	1
第2 指定管理者制度の導入に関する基本方針	1
1 指定管理者制度の積極的な活用	1
(1) 公の施設の管理に関する原則	
(2) 公の施設の管理に関する例外	
2 指定管理者制度導入に当たっての留意事項	2
(1) 公平性、透明性の確保	
(2) 民間事業者等の応募促進	
(3) 指定期間	
3 直営施設等における指定管理者制度の導入可能性の検討	2
(1) 指定管理者制度導入の再検討	
(2) 新たに設置する場合の管理のあり方	
4 公の施設の設置及び管理に関する条例	3
第3 指定管理者制度運用委員会の開催	3
1 位置付け及び役割	3
2 開催の単位	3
3 構成	3
4 参考意見の聴取	3
5 利害関係	4
6 会議の公開等	4
7 守秘義務	4
第4 指定管理者の選定手続に関する事項	4
1 選定手続における留意事項	4
(1) 公募の原則	
(2) 民間事業者等の応募促進の措置	
(3) インセンティブの付与	
(4) 評価基準及び結果の公表	

総務部行政管理課

平成29年3月

(5) 管理運営経費の考え方	5	6 モニタリングの実施結果の公表	12
2 募集要項の作成	7	第7 事前協議	12
3 適正な管理運営経費の負担	8	第8 委任	12
(1) 上限額（予定価格）の算定		附則	13
(2) 業績等に応じた負担		別紙 1 利害関係の有無に関する調査票	
4 指定管理候補者の選定	9	別紙 2 沖縄県●●●施設の指定管理者募集要項	
(1) 選定基準		別紙 3 指定管理者指定申請書	
(2) 指定管理候補者の選定に当たっての留意事項		別紙 4 指定管理者（候補者）の選定結果について（例示）	
(3) 事業計画書の審査			
5 選定結果の公表	9		
(1) 公表時期及び公表方法	9		
(2) 公表様式	10		
(3) 公表に当たっての留意事項	10		
第5 指定管理者の指定	9		
1 指定の議決	9		
2 債務負担行為の設定	10		
3 指定管理者の指定	10		
4 協定書の締結	10		
(1) 締結			
(2) 協定事項			
5 歳入の徴収又は収納の委託	11		
第6 指定管理者制度導入後の対応（モニタリングの実施）	11		
1 業務記録及び事業報告書	11		
(1) 業務記録			
(2) 事業報告書			
2 利用者等の意見の把握及び苦情等への対応	11		
3 業務の状況に関する調査等	11		
(1) 管理業務及び経理状況の調査、指示			
(2) 運用委員会におけるモニタリングの実施結果の検証			
(3) 個人情報保護対策の徹底			
(4) 連絡調整会議の開催			
4 事故、災害等発生時の対応及び安全管理の徹底	12		
5 指定の取消、業務の停止措置	12		

公の施設の指定管理者制度に関する運用方針

(平成29年3月17日総務部長決裁)

第1 趣旨

この運用方針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定による公の施設の指定管理者制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

1 指定管理者制度とは

指定管理者制度は、地方自治体が設置する「公の施設」の管理運営について民間事業者を含む幅広い団体（以下「民間事業者等」という。）に委ねることを可能とする地方自治法上の制度であり、平成15年6月の地方自治法改正により創設されたものである。

2 公の施設とは

「公の施設」とは地方自治法第244条第1項において、「住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設」と定義されており、①住民の利用に供するためのもの、②当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの、③住民の福祉を増進する目的をもつて設けるもの、④地方公共団体が設けるもの、⑤施設であること、の5つの要件を満たすものと考えられている。

「公の施設」の主なもの为例示すれば、次のとおりである。

体育施設	体育館、運動場、プール
教育・文化施設	博物館、美術館、図書館、文化会館、公民館、コミュニティセンター
社会福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設、保育園
公営企業	公立病院、上水道、下水道、工業用水道、バス路線
その他	公園、道路、河川、学校、公営住宅、墓地

3 指定管理者制度運用の基本的な流れ

主な手続	手続の概要
① 条例制定・改正	各施設の設置及び管理に関する条例の制定もしくは改正
② 公募	募集要項の作成 指定管理者制度運用委員会から募集要項の内容に係る意見を聴取 公募の実施（60日以上）
③ 選定	指定管理者制度運用委員会において候補者を選定
④ 指定の議決	指定管理者の指定議案を議会に提出
⑤ 指定管理者の指定	指定管理者の指定と告示 協定書の締結
⑥ 適正な管理運営の確保	指定管理者による業務の開始 連絡調整会議の開催 モニタリングの実施 指定管理者制度運用委員会におけるモニタリング実施結果の検証

第2 指定管理者制度の導入に関する基本方針

1 指定管理者制度の積極的な活用

(1) 公の施設の管理に関する原則
指定管理者制度は、民間事業者等に公の施設の管理を代行させる制度で、民間能力の活用により、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応し、サービスの向上と経費の削減を図ることを目的としている。この趣旨を踏まえ、公の施設の管

理については、原則として同制度を活用することとする。

(2) 公の施設の管理に関する例外

法令の規定により県以外の者の管理を禁止する場合又は次のいずれかに該当する公の施設については、県が直接管理を行うものとする。

- ① 廃止又は譲渡を予定し、若しくは検討している公の施設であって、廃止又は譲渡のために必要な事務事業を執行することとしているもの
- ② 国及び他の地方公共団体との関係において、特別な事情の下で設置された公の施設であって、県が直営しない場合はこれらとの関係を損ねるおそれがあるもの
- ③ 公の施設の指定管理者に行かせた場合、当該施設の設置目的を果たすことができないおそれがあり、又は当該施設が処理する事業の適正な執行を確保できな

いと判断されるもの

- ④ 県の設置した公の施設で、その事業が地方公営事業として運営され、又は今後地方公営事業とすることを検討しているもの

2 指定管理者制度導入に当たっての留意事項

- (1) 公平性、透明性の確保
指定管理者制度の導入手続においては、常に公平性、透明性を確保するものとする。
- (2) 民間事業者等の応募促進
民間事業者等の応募機会の拡充、促進を図るため、応募への参入障壁をできる限り排除するとともに、利用料金制の活用等民間事業者等にインセンティブが働くよう努めるものとする。
- (3) 指定期間
指定管理者の指定期間は、次のとおり目安となる基準を設け、施設の設定目的や業務内容、利用者の状況、サービスの継続性、安定性等を踏まえ、施設ごとに設定を行うこととする。

ただし、この基準により難い特別な事情が認められる施設にあつては、当該基準にかかわらず、それぞれの事情を考慮して適切な期間を設定する。

【指定期間の基準】

5年…業務に高い専門性があり、人材の育成や確保、事業の企画等に期間を要する施設。
3年…維持管理が主業務となる施設。ただし、初期設備投資がかかり、指定期間を3年とすることで指定管理者の安定した運営に支障をきたす恐れがある場合にはこの限りではない。

【特別な事情が認められる指定期間の設定例】

- ・ PFI事業やPFI事業に類似する手法で整備された施設について、その事業の選定事業者等を指定管理者として指定する場合において、その事業期間を指定期間として設定する場合。
- ・ 将来的にあり方の方の見直し等が見込まれる施設について、その見直し等が行われるまでの間を指定期間として設定する場合。
- ・ 新規施設において、施設の設置による成果や課題について検証等を行う必要があることから、導入初期に限り特別に指定期間を設定する場合。

3 直営施設等における指定管理者制度の導入可能性の検討

- (1) 指定管理者制度導入の再検討
県が直営している公の施設については、常に当該施設の管理のあり方について検証し、指定管理者制度を適用することが適当であると判断した場合は、この方針の定め

るところにより指定管理者制度へ移行するものとする。
なお、引き続き県が直営する場合であっても、外部に委託することが適当な業務は、積極的にアウトソーシングするものとする。

- (2) 新たに設置する場合の管理のあり方
新たに設置しようとする公の施設の管理については、法令の規定により県以外の者の管理を禁止する場合を除き、供用開始当初から原則として指定管理者制度を導入することとする。

- 4 公の施設の設置及び管理に関する条例
地方自治法第244条の2第1項に基づく公の施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）制定に当たっては、公の施設を設置する旨及びその名称、位置等を規定するほか、所轄区域があるときは所轄区域についても規定し、利用の許可及びその取消し、使用料の額及び徴収方法、使用料の減免、利用制限等につき定めるほか、必要があるときは、指定管理者に管理を行わせること、過料の徴収等につき定めることとする。また、指定管理者に管理を行わせる場合において利用料金制度によるときは、使用料に関する定めを代えて、利用料金に関する定め及び必要に応じて承認料金制度に関する定めをおかなければならない。

第3 指定管理者制度運用委員会の開催

指定管理候補者の選定や施設の適正な管理等を確保するため、県は施設所管課又は部署等を単位とし、指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を設置するものとする。

- 1 位置付け及び役割
運用委員会は、沖縄県附属機関等の設置及び運営に関する基本方針（平成17年6月13日総務部長決定）に定める「会合」に該当するものであり、同方針に沿ってその運営等を行うこととする。
指定管理候補者の選定に当たっては、運用委員会各委員の採点結果を尊重し、指定管理候補者を選定するものとする。
また、施設所管課は、指定管理者制度の適正な運用に関して必要となる事項（募集要項及び選定基準の作成、モニタリングの実施結果等）について、運用委員会から意見を聴取するものとする。

- 2 開催の単位
運用委員会の開催は、施設所管課単位を基本とするが、施設の機能等が類似する施設にあっては部単位等とすることも可能とする。

- 3 構成
運用委員会は、施設の適正な管理の確保、住民サービスの向上を図る観点から、次に掲げる者で構成することとする。
① 学識経験者
② 財務に精通する者（公認会計士、税理士、中小企業診断士等）
③ 施設の機能又は管理業務の性質に応じた専門的知識を有する者
④ 施設の利用団体（者）を代表する者

- 4 参考意見の聴取
運用委員会は、事案の調査、検討に関し必要がある場合は、施設関係者等の意見を聴取することができる。

5 利害関係

運用委員会の委員が申請団体の役員等に就任している場合や、申請団体との経済的関係につき指定管理候補者の公平な選定を妨げる事情があると認められる場合、当該委員は運用委員会に参加することができない。

また、利害関係の有無に関する確認は、次のとおり行い、その結果を基に県が各委員についての利害関係の有無を判断することとする。

時期	委員に対する確認手続
募集期間終了時	① 県から委員に、別紙1に定める「利害関係の有無に関する調査票」の記入と提出を依頼
運用委員会当日	② 審査に先立ち、すべての申請団体と利害関係がないことを再度口頭により確認

- 6 会議の公開等
会議の公開、会議結果の公表等については、附属機関等の会議の公開に関する指針（平成13年10月31日付総務部長決定）の定めるところによるものとする。

7 守秘義務

委員の守秘義務については、設置要綱等で定めることとする。

第4 指定管理者の選定手続に関する事項

- 1 選定手続における留意事項
(1) 公募の原則
指定管理者の募集は、制度の趣旨、目的にかんがみ、複数の申請者の中から施設の効用を最大限に発揮し、かつ経費の縮減が図られる者を選定することが望ましいことから、原則として公募することとする。
ただし、対象施設の適正又は効率的な管理運営を確保するため、公募を行わないことと相対的理由がある場合は、公募によることなく特定の者を指定管理候補者として選定することができる。

公募の例外【例示】

- ・ 隣接又は併設される施設の指定管理者と同一の者を指定することで、利用者サービスの向上など効率的、効果的な運営が見込まれる場合
- ・ 施設の管理運営に高度の専門性、学術的知識や技術が必要であると認められる場合
- ・ 県の施策の円滑な推進を図る上で、設置目的と密接に関連する目的で設置された団体又はそれに準ずる団体に管理させることが適当と認められる場合
- ・ 公募を行ったが応募が無かった場合又は審査の結果、応募団体の中に指定管理者の候補者として選定できる団体が無かった場合
- ・ 指定管理者の指定の取消し等により、新たな指定管理者を緊急に指定する必要がある場合
- ・ その他公募によることが適当でないと認められる特段の事情がある場合

(2) 民間事業者等の応募促進の措置

- ① 指定管理者の公募の期間は、60日以上とし、指定管理者の募集要項等を県ホームページで周知する。
② 指定管理者の公募に当たっては、新聞広告、ラジオ、テレビ等を活用し、広く周知

- 提出書類（申請書、事業計画書、財務諸表、定款等団体の概要が把握できるもの等）
- 審査基準、選定方針、選定方法（概要）及び選定結果の通知
- リスク（協定締結の時点では正確に想定できない不確実性のある事由によって損失が発生する可能性。以下同じ。）に係る追加的経費の分担
- その他募集要項に示すことが適当な事項

参考資料【例示】

- 管理運営経費を県が負担する場合の上限額算定の考え方
- 使用料の内容、過去数年間の使用料決算額及び徴収率
- 県が施設を使用する頻度、その他使用料減免の頻度及び減免額
- 過去数年間の管理運営経費（人件費及び修繕費を除く。）
- 過去数年間の管理体制及び職員ごとの事務分掌
- 使用料を徴収委託する場合の事務手続

- 原則として、施設の利用に係る料金を指定管理者の収入とする利用料金制を採用することとし、料金の設定は次のいずれかにより行うものとする。
 - ① 介護保険料、支援費等法令等に基づく料金は、当該料金を利用料金とする。
 - ② 経費面を考慮する料金の設定では現行の使用料と大きな乖離がある場合は、当分の間、現行の使用料を勘案した基準額を設定する。
 - ③ 施設管理の収支採算が均衡するような場合は、規模、形態等類似施設の状態を考慮して料金を設定する。
 - ④ 料金を徴収しておらず、今後も料金徴収を予定しない施設については料金の設定は行わない。
- リスクの分担については、想定されるリスクをできるだけ明確化した上で、指定管理者候補者選定後は、協定で取り決めることとする。

【例示】

- 物価、計画変更等の要因による管理運営費用の増大に関すること
- 法令等の変更に関すること
 - 管理運営事業に直接関係する法令等の変更
 - 一般の民間事業者すべてに影響を及ぼす法令等の変更
- 施設の損傷に関すること
 - 風水害等の天災によるもの
 - 施設の設置の隠れた瑕疵から生ずるもの
 - 施設の管理の瑕疵から生ずるもの
 - 第三者の行為から生ずるもの
- 管理運営に係る事故に関すること
 - 施設の設置の瑕疵から生ずるもの
 - 施設の管理の瑕疵から生ずるもの

※ 施設内で事故等により利用者に損害を与えた場合の賠償責任は、国家賠償法により設置者である県が賠償責任を負うものと解される。上記の事故に関するリスク分担保償権に係るものである。

- ③ 応募資格については、次の要件を付すほか事業者の多寡等の実状に応じて要件を付すこととする。

- 知に努めることとする。
- ③ 公の施設の運営の効率性等を考慮した上で、より多くの民間事業者等が応募できるように、指定単位の規模や業務範囲等を設定することとする。
 - ④ その他公の施設の機能や特性等を考慮し、より民間事業者等の応募を促進するための方策を検討することとする。

(3) インセンティブの付与

民間事業者等の能力の活用を図るため、施設利用に係る料金を指定管理者の収入とする利用料金制を採用することとする。また、利用料金制を採らない施設においては、過去の実績等を基にした標準的な徴収率を上回る場合は、指定管理者に対する委託料を報奨的に増額し、下回る場合は減額するなどの措置を行うものとする。

(4) 評価基準及び結果の公表

指定管理者候補者を選定するための評価の基準及び評価の結果は、原則として公表することとする。

(5) 管理運営経費の考え方

- ① 民間と競合する施設で施設使用料等の収入で管理運営経費がまかなえないと考えられる施設については、原則として県は管理運営経費を負担しないこととする。
- ② 施設使用料のみでは管理運営経費がまかなえないと考えられる施設については、管理運営に係る収支差の見込額の範囲内で県が負担することとする。
- ③ 管理運営経費を大幅に上回る使用料収入があり、施設整備に係る県債償還に充てるため当該使用料を県の収入とする施設については利用料金制を採用せず、標準的な管理運営経費の範囲内で県が負担することとする。また、使用料の徴収成績を県の負担額に反映させる成果主義を採用することとする。
- ④ 民間と競合する施設で、指定管理者が施設を整備したものと仮定した場合に減価償却費を費用化しても十分採算が採れると思われる施設については、指定管理者から事業収入の一定額を県に納付させることとする。県は、当該納付額を県債償還に充当するものとする。

2 募集要項の作成

募集要項は、別紙2に定める「沖縄県●●●●●施設の指定管理者募集要項」を元に、以下の項目については必ず記載し、施設の実情に応じて作成する。ただし、次に掲げる事項について留意すること。
指定管理者が遵守すべき保守点検の頻度等の具体的な業務内容を示す「仕様書」を示すとともに、使用料の徴収成績に応じて委託料を決定する方法等を採用する場合には、その算定方法等についても参考資料として示すものとする。

募集要項に必ず記載する事項

- 募集の目的
- 施設の概要（名称、所在地、建物の概要、施設の設置目的）
- 指定管理者が行う業務（使用許可等の県の代行業務の範囲を含む。）
- 指定期間
- 施設使用料の帰属先（利用料金制の有無）
- 管理運営経費に対する県の負担の有無
- 応募資格
- 欠格条項
- 失格事項
- 提出期限及び提出先

- ① 県税の滞納がないもの
- ② 施設管理の総括責任者を専任で配置できるもの
- (4) 応募資格の確認が比較的困難と考えられる事項については、欠格条項を設け、申請を無効とする旨を明示することとする。

【例示】

- ・ 破産者で復権を得ないもの
- ・ 役員又は支店若しくは営業所を代表する者が破産者で復権を得ないもの
- ・ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの
- (5) 公正性等を阻害する事項については、失格事項として選定審査の対象から除外する旨を明示することとする。

【例示】

- ・ 選定審査に関する照会、要求等を行った場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ・ その他不正行為があった場合
- (6) 別紙3に定める指定管理者指定申請書における事業計画書には、より最適な指定管理候補者を選定するため次の評価(審査)項目を設けることとする。

事業計画書の記載事項

- ・ 施設の管理運営を希望する理由
- ・ 運営方針(魅力ある施設とするためのサービス提供の考え方等)
- ・ 職員の配置
- ・ 施設の種別に応じた必要な体制
- ・ 自主的に行う事業の内容
- ・ 利用者の要望等の把握
- ・ 集客の取組(広報等)
- ・ 防犯、防災の対策
- ・ 個人情報保護の取組
- ・ 利用者、住民の安全確保に関する事項
- ・ 損害賠償責任保険等の加入に関する事項
- ・ 労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮に関する事項
- ・ 管理運営業務の収支計画及び積算根拠
- ・ 使用料を徴収委託する場合は経理のチェック体制
- (7) 募集に当たっては、充分な周知・検討期間を設けるとともに、必要に応じ、現場説明会の開催や募集要項に関する疑義照会事項に対する回答を公開するなど情報公開に努めるものとする。

3. 適正な管理運営経費の負担

- (1) 上限額(予定価格)の算定
 - ① 施設使用料のみでは管理運営経費がまかなえないと考えられる施設は、原則として次のとおり上限価格を算定することとする。

ア 使用料(利用料金)収入は、過去数年(5年程度)の平均額に施設稼働率の上昇を勘案して見積もることとする。

イ 人件費及び大規模修繕費等の特殊要因を除く運営経費は、過去数年の平均額を見積もることとする。

ウ 人件費は、所要人員に類似の事業における平均賃金を乗じて見積もるとともに、法定福利費の所要額を見積もることとする。

エ イの運営経費に適切な間接経費比率(管理者の利益等)を乗ずることとする。

オ 上限額は、イ、ウ及びエの合算額からアを差し引いた額とする。

② 管理運営経費を大幅に上回る使用料収入があり、施設整備に係る県債償還に充てたる当該使用料を県の収入とする施設については利用料金制は採用せず、①のイ、ウ及びエの合算額を上限価格とする。

③ 民間と競合する施設で施設使用料等の収入で管理運営経費がまかなえないと考えられる施設については、上限価格は設定しない。(提案金額はないことから、それ以外の項目で評価する。)

(2) 業種等に応じた負担
 民間と競合する施設で、指定管理者が施設を整備したものと仮定した場合に、減価償却費を費用化しても十分採算が採れると思われる施設については、指定管理者から事業収入の一定額を県に納付させることとする。県は、当該納付額を県債償還に充当するものとする。

4. 指定管理候補者の選定

- (1) 選定基準
 - ① 選定に当たっては、事業計画等全ての項目を評価する総合評価方式により行うものとする。
 - ア なお、評価(審査)の基準は、次の視点を踏まえるものとする。
 - イ 適格性：事業継続の主体としての適格性等
 - ウ 効果性：県のコスト低減
 - エ 収益性：稼働率アップ(集客等)の取組
 - オ 妥当性：適切な事業計画
 - ② 管理運営経費を県が負担する場合は、当該上限額以下の提案をすることとし、指定管理候補者の選定に当たっては、当該上限額以下の提案をすることとし、選定するものとする。
 - ③ 選定の基準及び選定の結果は、原則として公表するものとする。
- (2) 指定管理候補者の選定に当たつての留意事項
 - ① 選定に当たっては、最も効果的かつ効率的な管理が実施できるものを選定する。
 - ② 評価に当たっては、サービスの維持向上の取組についても十分に配慮する。
 - ③ 評価に当たっては、指定管理者における労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮に対する取組についても十分に留意する。
- (3) 事業計画書の審査
 - ① 指定管理候補者の選定の手順は、次の方法を参考にを行うものとする。
 - ア 応募資格審査、事業計画書類の基礎審査及び定量審査の3段階で審査を行う。
 - イ 第1段階の応募資格審査において、資格を満たさない場合又は確認できない場合は、その時点で失格とする。
 - ウ 第2段階の事業計画書類審査において、県が管理運営経費を負担する上限価格(予定価格)を超過する場合は募集要項、仕様書等で要求される基準を1つでも満たしていない場合は、その時点で失格とする。

- エ 基礎審査において全ての要件を満たす事業計画について、定量審査を行う。
- ② 定量審査は、運用委員会において、評価項目の点数をあらかじめ設定した上で、それぞれの事業計画を項目ごとに審査し、点数を付与するものとする。
- ③ 定量審査における点数の付与については、次に掲げる事項を参考に、施設の実状に応じ行い、サービスの質や適正な管理運営の確保を図る観点から最低基準点を設け、これを下回った者は選定しないものとする。
- ただし、県が管理運営経費を負担する施設の場合は、当該負担の提案金額（以下「提案金額」という。）に評価の比重が高まるよう配慮するものとする。

《絶対評価によるもの》

- ・ 評価項目の事業計画を優、良、可に区分し3、2、1点の点数を付与する方法（項目によっては、事業計画が全て3点、又は1点の場合もある。）
- ・ 評価項目の数値により点数を付与する方法（例えば、従事者1人当たりの料金収入を点数化する方法）
- ・ 《相対評価によるもの》
- ・ 提案金額以外の評価項目の事業計画を順位付けし、最上位者に当該項目の満点、最下位者に0点を付与し、中間の者には満点と0点の間の点数を均等に配分する方法（例えば5点満点で5団体の応募であれば、4、3、2、1、0の配点となる。）
- ・ 提案金額を点数化する場合、最小のものを満点、その他の提案金額は最小の提案金額を基準にして点数化する。

- ④ 点数付与後の選定に当たっては、次のいずれかにより決定することとする。
- ア 全項目の合計得点数を提案金額で除いた値が最も高い事業計画を提案する者を選定する。
- イ 提案金額も点数化し、全項目の合計得点数が最も高い事業計画を提案する者を選定する。

- 5 選定結果の公表
選定手続の公平性、透明性を確保するため、以下のとおり選定結果の公表を行うこととする。
- (1) 公表時期及び公表方法
運用委員会終了後、指定管理候補者の選定に係る知事決裁を経た後に県ホームページで公表を行う。
- (2) 公表様式
別紙4の様式を参考に各施設所管課で作成を行う。
- (3) 公表に当たった際の留意事項
- ① 運用委員会における審議内容（委員からの質疑及び検討事項とされたもののうち主な事項等）については、各委員への説明又は了解を得た上で決裁し公表を行うこと
- ② 上記の審議内容については、決裁文書においても「委員会での意見等」として添付すること
- ③ 公表に当たっては、個人情報保護の観点に十分配慮すること

第5 指定管理者の指定

- 1 指定の議決
指定管理者を指定しようとするときは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経ることとする。

- 2 債務負担行為の設定
複数年度にわたる指定期間を設けて、協定を締結する場合は、債務負担行為の議決を得ることとする。ただし、利用者からの利用料金のみで運営され、県の経費の支出を伴わない場合には、この限りではない。

- 3 指定管理者の指定
指定管理者の指定は議会の議決後行うものとし、指定を行ったときは、遅滞なく条例の規定により告示を行うこととする。

4 協定書の締結

- (1) 締結
県と指定管理者の間において、それぞれが負う債務の詳細及びその履行方法を明らかにしておく必要があることから、次の事項についての協定を締結することとする。なお、協定の締結に当たっては、県と指定管理者の役割を、具体的かつ明確に取り決めることとする。

(2) 協定事項

- ① 指定管理に関する基本的な事項
- ア 施設の名称、所在地
- イ 指定期間
- ② 指定管理者の行う業務に関する事項
- 使用許可等の権限の代行
- ③ 事業計画に関する事項
- ア 利用者の不当な差別的取扱いの禁止（公平、公正な施設管理）
- イ 指定管理者が提供するサービスの内容と質等
- ウ 施設の種別に応じた必要な体制
- エ 指定期間中における施設の改修
- オ 物品等の帰属
- カ 管理業務の全部委託の禁止
- ④ 利用料金に関する事項
- ア 利用料金の項目
- イ 利用料金の帰属先
- ウ 利用料金の減免
- エ 県が使用する場合の取扱い
- ⑤ 事業報告に関する事項
- ア 報告すべき内容及び提出期限
- イ 安定的、継続的な施設管理が可能かどうかを確認するための財務諸表の提出
- ⑥ 県が支払うべき管理費用に関する事項
- ア 支払い額及び支払い方法
- イ 徴収の実績を管理費用に反映させる場合等の算定方法
- ウ リスクに係る追加的支出の分担
- ⑦ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- 事業計画又は協定に違反した場合の自主的改善、県の是正通告、指定の取消し、損害賠償等
- ⑧ 利用者、住民の安全確保に関する事項
- ⑨ 損害賠償責任保険等の加入に関する事項
- 管理物件の損傷等に係る損害賠償責任、第三者への損害賠償責任、求償権、付保

する保険

- ⑩ 不可抗力発生時の対応に関する事項
- ⑪ 施設の管理に知り得た個人情報の保護に関する事項
- ⑫ 業務の引継ぎに関する事項
- ⑬ 原状回復義務に関する事項
- ⑭ 暴力団排除に関する事項
- ⑮ その他協定を締結することが適当な事項

5 歳入の徴収又は収納の委託

利用料金制を採らない施設で使用料が発生する施設について、当該使用料の収納を指定管理者に行わせる場合には、地方自治法施行令第158条（昭和22年政令第16号）に規定する歳入の徴収又は収納の私人への委託が必要となるので、指定管理者と別途委託契約を締結することとする。また、同条第2項の規定により、使用料の収納に関する委託契約について告示することとする。また、使用料の納入義務者の見やすい方法により公表することとする。

第6 指定管理者制度導入後の対応（モニタリングの実施）

1 業務記録及び事業報告書

- (1) 業務記録
指定管理者は、日々の業務の実施状況、施設で生じた事故や課題等を記録した日報を作成することとする。
- (2) 事業報告書
指定管理者は日報を基に、月報を作成し県に提出することとする。
- (3) 指定管理者は、上半期及び毎年度終了後、管理業務に関する事業報告書を作成し、県に提出することとする。
- 2 利用者等の意見の把握及び苦情等への対応
(1) 指定管理者は、アンケート調査等の方法により、施設利用者の意見や要望を把握し、県に報告することとする。
- (2) 指定管理者は、利用者等から寄せられた苦情等については、その対応状況とともに、県に報告することとする。
- (3) 県は、利用者等から寄せられた苦情等については、必要に応じて実地調査等により確認を行い、指定管理者に改善の措置を求めることとする。

3 業務の状況に関する調査等

- (1) 管理業務及び経理状況の調査、指示
① 県は、指定管理者が県との協定等に従い適正かつ確実なサービスの提供を行っているかを随時確認することに加え、サービスの質を評価し、必要に応じて適切な指示を行うこととする。施設の管理運営に関して、次の事項等に該当し、又は該当するおそれがある場合は、指定管理者に対し改善又は見直しの指示を行うこととする。
 - ア 正当な理由なく利用者に対し施設の利用を拒み又は不当な差別的取扱いをするような行為がある場合
 - イ 施設の形質を無断で変更するようないかなる行為がある場合
 - ウ 要員の配置や施設の管理が施設の設置目的の達成に適切な状態となっていない場合
 - エ 個人情報の適正な取扱いの確保に関し、必要な措置が採られていない場合
 - オ 協定に定める内容の不履行等信義則に反する場合
- ② 指定管理者が安定的、継続的に施設サービスの提供をすることが可能であるか、常

- (2) 指定管理者の経営状況の把握に努めるものとする。
- 運用委員会におけるモニタリングの実施結果の検証
- 運用委員会において、モニタリングの実施結果の検証を行うこととする。

【モニタリングの定義及び目的】

モニタリングとは、指定管理者制度を導入した施設の管理運営に関して、地方自治法、条例及び協定書等に従い適正かつ確実なサービスの提供されているかを確認する手段である。また、指定管理者が安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるかを監視することとともに、指定管理者の行う管理運営業務を評価し、必要に応じて改善に向けた指導、助言を行い、管理の継続が適当でないと認めるときは指定の取り消し等を行う一連の仕組みをいう。モニタリングを的確に実施し、指定管理者による施設の適正な管理運営、更なるサービスの向上を期することにより、適正かつ確実な公共サービスの提供を確保することを目的とする。

(3) 個人情報保護対策の徹底

県は、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第11条第1項の規定により、指定管理者が施設の管理運営にあたり保有する個人情報について、個人情報保護のために必要な措置を講ずることとする。

また、協定書の締結に当たっては、沖縄県個人情報取扱事務委託等基準（平成20年2月13日総務部長決裁）を遵守することとする。

(4) 連絡調整会議の開催

県は、施設の管理運営業務の調整及び情報の交換を図るため、必要に応じて指定管理者との連絡調整会議を開催することとする。

4 事故、災害等発生時の対応及び安全管理の徹底

- (1) 指定管理者は、危機管理体制を整備することともに、施設において事故等が発生した場合、速やかに県に報告を行い、必要な対応を取ることとする。
- (2) 県は、施設の安全管理には特に留意し、指定管理者に対して必要な指導、助言を行うとともに、緊急時に迅速に連絡を受けられる体制を整備することとする。

5 指定の取消、業務の停止措置

指定管理者による管理が、地方自治法第244条の2第11項、条例及び協定書における指定の取消し等に関する規定に該当する場合は、利用者への影響等も考慮した上で、指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることとする。

6 モニタリングの実施結果の公表

県はモニタリングの実施結果について、各施設所管課及び総務部行政管理課ホームページにおいて公表を行うこととする。

第7 事前協議

この方針と異なる事務手続を行う場合又は定めのない事項については、総務部と事前協議を行うものとする。

第8 委任

この方針に定めるもののほか、指定管理者制度に関し必要な事項は別に定める。

附則

この方針は、平成19年4月1日から実施する。
この方針は、平成20年4月1日から実施する。
この方針は、平成24年5月23日から実施する。
この方針は、平成29年3月17日から実施する。

目次

第1 趣旨	1
第2 指定管理者が行う事項	1
1 業務記録及び事業報告書	
2 利用者等の意見や要望の把握	
3 労働条件等自主点検表及び料金徴収フロー図	
第3 県が行う事項	2
1 モニタリングシートの作成(別紙6)	
2 労働条件等自主点検表及び料金徴収フロー図の確認	
3 連絡調整会議の開催	
第4 利用者等からの苦情等への対応	3
第5 事故発生時の対応及び安全管理の徹底	3
第6 指定管理者制度運用委員会における検証	3
第7 モニタリングの実施結果の公表	4
第8 事前協議	4
附則	4
モニタリングの概要図	5
モニタリングに係る年間スケジュール	6
別紙1 日報(例示)	
別紙2 月報(例示)	
別紙3 上半期及び年次報告書(例示)	

指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル

総務部行政管理課

平成29年3月

別紙4 労働条件等自主点検表

別紙5 料金徴収フロー図（例示）

別紙6 モニタリングシート

指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル

〔平成29年3月17日総務部長決裁〕

第1 趣旨

本マニュアルは、公の施設の指定管理者制度に関する運用方針（平成29年3月17日総務部長決裁。以下「運用方針」という。）第8の規定に基づき、運用方針第6で定めるモニタリングの実施に関して必要な事項を定める。

第2 指定管理者が行う事項

指定管理者は日々の業務の実施状況、施設で起こった事故や課題等を記録し、それを県に提出し、施設の管理運営等について県と情報共有を図る必要があります。

1 業務記録及び事業報告書

指定管理者は、日常・定期的に行う業務に加え、施設の利用状況、事故・苦情等の内容と対応、料金の収納状況等について、業務記録（日報、月報）及び事業報告書（上半期及び年次報告書）を作成し、県に提出（日報を除く）を行うこととする。

業務記録及び事業報告書は別紙1～3の例示を参考に、県と指定管理者で協議のうえ定めることとする。

(1) 日報（別紙1）

日報は指定管理者が内部で保管する資料で、県に提出を行う必要はありませんが、事故発生などの問題が生じた場合に、業務内容を確認できる業務記録となります。

指定管理者においても、責任者が業務全体について日報を確認することで、設備の不具合の兆候などを事前に把握し、事故防止につなげていくことができます。

(2) 月報（別紙2）

指定管理者は月報を作成し、翌月の10日までに県に提出を行うこととする。

(3) 上半期及び年次報告書（別紙3）

上半期及び年次報告書は、指定管理者が、利用状況、事業収支、業務実績、利用者アンケート結果等について、実態を整理し、分析を行う報告書として位置づけられます。

指定管理者は、上半期及び年次報告書を作成し、上半期報告書は上半期の翌月の10日までに、年次報告書は事業が完了したときに、県に提出を行うこととする。

2 利用者等の意見や要望の把握

指定管理者は、利用者等の意見や要望を把握するため、定期的（最低年1回）に利用者アンケート調査等を実施し、その結果を県に報告を行うこととする。

調査項目としては、接客対応、施設・設備、利用条件、企画内容等についての満足度を調査することとし、具体的な内容や実施方法については、県と指定管理者で

協議のうえ定めることとする。（参考：別紙3 4. 利用者アンケート結果）

3 労働条件等自主点検表及び料金徴収フロー図

(1) 労働条件等自主点検表（別紙4）

指定管理者による労働法令の遵守状況を確認するため、指定管理者は労働条件等自主点検表を作成し、事業が完了したときに県に提出を行うこととする。

(2) 料金徴収フロー図（別紙5）

指定管理者による料金徴収事務が適正かどうかを確認するため、施設利用に係る利用料金や使用料を徴収する指定管理者は、料金徴収フロー図を作成し、実態に応じてその内容を修正し、施設に備え付けることとする。

第3 県が行う事項

施設所管課は、指定管理者から提出される事業報告書等の書面のみで、業務の履行確認や評価を行うのではなく、直接、施設を確認するとともに指定管理者と積極的なコミュニケーションを図ることにより、問題を共有化し、必要に応じて指導、助言を行う必要があります。

1 モニタリングシートの作成（別紙6）

施設所管課はモニタリングの実施結果を元にモニタリングシートの作成を行う。

(1) 履行確認（別紙6-I）

県は、指定管理者から提出される業務記録及び事業報告書の内容を確認するとともに、定期的な施設への立入等により、提供されるサービスが協定書等で定められた水準を充足しているか否かの確認を行うこととする。

① 改善の指示

県は、履行確認の結果、当初の事業計画と不整合があると認められる場合は、指定管理者に対して書面で改善の指示を行うこととする。

② 改善の指示に基づく対応

指定管理者は、改善の指示があった項目について、対応策を書面で県に提出し、改善に取り組むこととする。

(2) サービスの質の評価（別紙6-II）

① サービスの質の評価

県は、指定管理者により提供されるサービスがどの程度の水準かを利用者アンケート結果等を参考に評価することとする。評価を通じて指定管理者の業務の中で何が高い成果を上げているのか、何が課題となっているのかを明らかにし、業務改善につなげていくこととする。

② 実施方法

県は、設定した評価項目について、利用者等による第三者評価、指定管理者の自己評価から分析を行うこととする。

第三者と指定管理者の評価に乖離がある場合は、その理由を分析し業務改善につなげることとする。

(3) サービスの安定性評価 (別紙6-III)

① 財務状況の確認

県は、指定管理者からの事業収支報告が、応募段階の収支計画と乖離していないかの確認を行うとともに、指定管理者となっている民間事業者等の財務状況の報告を求め、継続的にサービスが提供できている状態にあるかどうかの確認を行うこととする。

② 財務状況の確認結果に基づく適切な指導・助言

県は、指定管理者の財務状況の確認結果が芳しくない場合は、今後の対策等について、指定管理者から説明を受け、指定管理業務の継続的な運営を主眼として合理的・客観的な指導・助言を行うこととする。

ただし、指定管理者の財務運営の健全化に向けた対策は自己責任で行うことが基本であることに留意することとする。

2 労働条件等自主点検表及び料金徴収フロー図の確認

(1) 労働条件等自主点検表の確認

県は、指定管理者の労働法令遵守状況について、指定管理者が作成する労働条件等自主点検表を元に確認を行う。

(2) 料金徴収フロー図の確認

県は、指定管理者による料金徴収事務が適正かどうかを確認するため、指定管理者が作成する料金徴収フロー図を元に確認を行う。

3 連絡調整会議の開催

県は、施設の管理運営業務を円滑に実施し、業務の調整及び情報の交換を図るため指定管理者との連絡調整会議を開催し、指定管理者の履行状況や経営状況の確認、モニタリングについての協議等を行うこととする。

第4 利用者等からの苦情等への対応

(1) 指定管理者は、利用者等から寄せられた苦情等については、その対応状況とともに、県に報告を行うこととする。

(2) 県は、利用者等から寄せられた苦情等については、必要に応じて現地確認等を行い、指定管理者に改善の措置を求めることとする。

第5 事故発生時の対応及び安全管理の徹底

(1) 指定管理者は、危機管理体制を整備するとともに、施設において事故等が発生した場合、速やかに県に報告を行い、必要な対応をとることとする。

(2) 県は、施設の安全管理には特に留意して、指定管理者に対して必要な指導、助言を行うとともに、緊急時に迅速に連絡を受けられる体制を整備することとする。

第6 指定管理者制度運用委員会における検証

指定管理者及び県の行うモニタリングの実施結果について、運用方針に規定する指定管理者制度運用委員会において、主に次の観点での検証を行うこととする。

1 指定管理者及び県が実施するモニタリングは適切になされているか

2 指定管理者に対する県の指導・助言は適切に行われているか

3 利用者アンケートや苦情に対する指定管理者や県の対応は適切に行われているか

第7 モニタリングの実施結果の公表

施設所管課は作成したモニタリングシートに指定管理者が作成した労働条件等自主点検表と指定管理者制度運用委員会における検証結果を添えて、各部等主管課を経由して、翌年度の7月末日までに総務部行政管理課に提出することとする。

各施設所管課及び総務部行政管理課は県ホームページにおいて、指定管理者制度を導入した施設に係るモニタリングの実施結果の公表を行うこととする。

第8 事前協議

施設の特性等により、このマニュアルと異なる事務手続きを行う場合は、総務部行政管理課と事前協議を行うこととする。

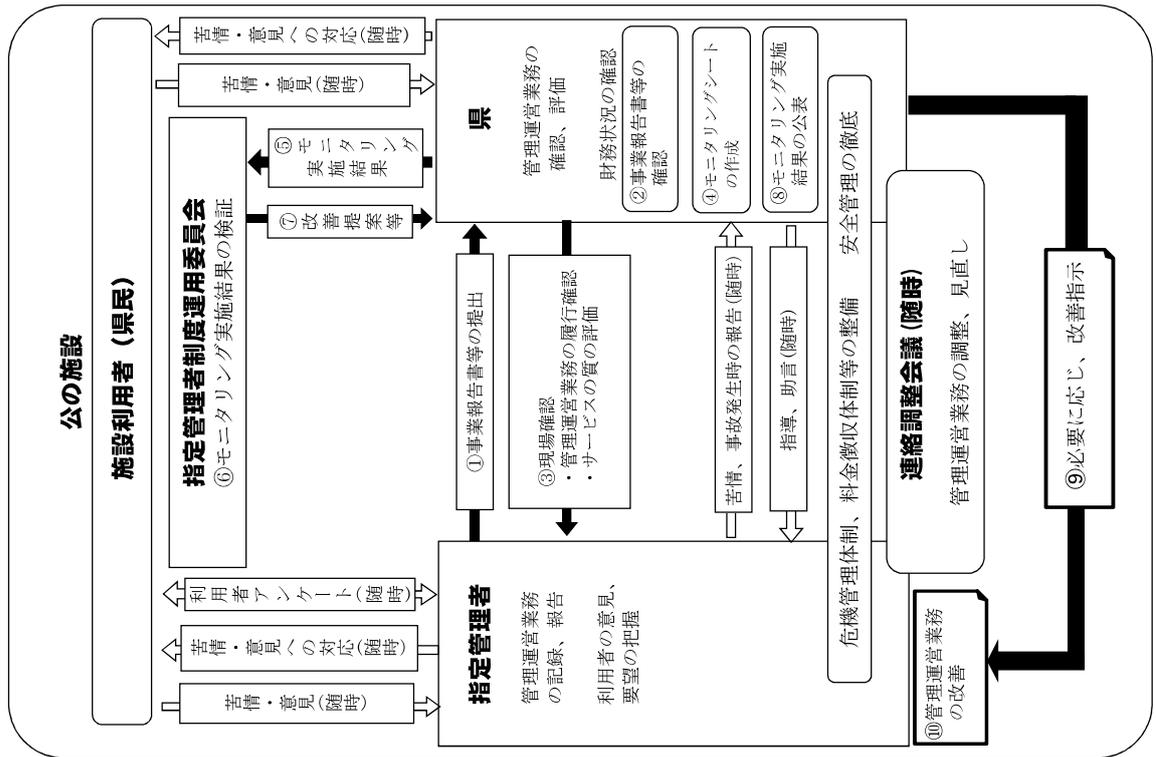
附則

このマニュアルは、平成20年4月1日から実施する。

このマニュアルは、平成22年4月1日から実施する。

このマニュアルは、平成29年3月17日から実施する。

モニタリングの概要図



◀…通常業務の流れ
◀…モニタリング実施の流れ

モニタリングに係る年間スケジュール

1 県への提出期日の指定のあるもの

提出期日	指定管理者の役割	県の役割
4月		
5月	・月報（4月）の作成・提出	・月報（4月）の確認
6月	・月報（5月）の作成・提出	・月報（5月）の確認
7月	・月報（6月）の作成・提出	・月報（6月）の確認
8月	・月報（7月）の作成・提出	・月報（7月）の確認
9月	・月報（8月）の作成・提出	・月報（8月）の確認
10月	・月報（9月）の作成・提出 ・上半期報告書の作成・提出	・月報（9月）の確認 ・上半期報告書の確認
11月	・月報（10月）の作成・提出	・月報（10月）の確認
12月	・月報（11月）の作成・提出	・月報（11月）の確認
1月	・月報（12月）の作成・提出	・月報（12月）の確認
2月	・月報（1月）の作成・提出	・月報（1月）の確認
3月	・月報（2月）の作成・提出	・月報（2月）の確認
4月	・月報（3月）の作成・提出 ・年次報告書の作成・提出	・月報（3月）の確認 ・年次報告書の確認
4月～7月		・モニタリングシートの作成 ・指定管理者制度運用委員会の開催

2 県への提出期日の指定のないもの

提出期日	指定管理者の役割	県の役割
毎日	・日報の作成	
随時	・連絡調整会議への参加 ・県の指導、助言に基づく業務改善 ・県の改善指示に基づく業務改善 ・利用者アンケート実施、報告	・連絡調整会議の開催 ・指定管理者への指導、助言 ・書面による業務改善指示 ・利用者アンケート結果の確認
緊急時等	・危機管理体制の整備、緊急時（事故、苦情等）の対応、報告	・緊急時における連絡体制の整備 ・緊急時（事故、苦情等）の対応